

世羅町新型インフルエンザ等対策行動計画

令和 8 年 5 月 改定

世 羅 町



はじめに

令和2（2020）年1月に国内で最初の新型コロナウイルス感染症（COVID-19）（以下「新型コロナ」という。）の感染者が確認されて以降、新型コロナの感染が拡大する中で、町民の生命及び健康が脅かされ、町民生活及び地域経済活動は大きく影響を受けることとなった。

この未曾有の感染症危機において、次々と変化する事象に対し、町民はもとより、行政、医療関係者、事業者等、社会全体で取組が進められたが、サージキャパシティの低さ、行政や医療機関のデジタル・トランスフォーメーション（DX）の遅れ、感染症リスク低減に向けた町民とのリスクコミュニケーションの不足等、事前準備が不十分であり、様々な課題が浮き彫りになった。

今般の世羅町新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「町行動計画」という。）の改定は、新型コロナへの対応（以下「新型コロナ対応」という。）で明らかとなった課題等を踏まえ、新型インフルエンザや新型コロナ以外も含めた幅広い感染症による危機に対応できる社会をめざすものである。

どのようなパンデミックにも対応できるよう、平時において、ユニバーサルかつ基盤的な対策を推進し、底上げを行うことにより、感染症有事対応の選択肢を増やしておくことが重要である。

町行動計画に基づき、感染症危機に対する平時の備えに万全を期すとともに、有事には、感染症の特徴や科学的知見を踏まえ、迅速かつ着実に必要な対策を実施する。

目次

第1章 町行動計画について	- 1 -
1 町行動計画改定の趣旨	- 1 -
2 町行動計画の位置付けと対象となる感染症	- 2 -
3 本町の感染症危機管理体制	- 3 -
4 基本理念・めざす姿	- 4 -
第2章 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針	- 5 -
1 基本的な方針	- 5 -
2 基本的な考え方	- 6 -
3 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点	- 12 -
4 新型インフルエンザ等対策推進のための役割分担	- 14 -
5 施策体系	- 18 -
6 町行動計画の実効性を確保するための取組等	- 22 -
第3章 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組	- 23 -
① 実施体制	- 23 -
①-1 準備期	- 23 -
①-2 初動期	- 24 -
①-3 対応期	- 28 -
② 情報提供・共有、リスクコミュニケーション	- 29 -
②-1 準備期	- 29 -
②-2 初動期	- 32 -
②-3 対応期	- 34 -
③ まん延防止	- 37 -
③-1 準備期	- 37 -
③-2 初動期	- 38 -
③-3 対応期	- 39 -
④ ワクチン	- 45 -
④-1 準備期	- 45 -
④-2 初動期	- 47 -
④-3 対応期	- 48 -
⑤ 保健	- 50 -
⑤-1 準備期	- 50 -
⑤-2 初動期	- 51 -
⑤-3 対応期	- 52 -
⑥ 物資	- 53 -
⑥-1 準備期	- 53 -

⑥－ 2	初動期	- 54 -
⑥－ 3	対応期	- 55 -
⑦	町民生活・地域経済	- 56 -
⑦－ 1	準備期	- 56 -
⑦－ 2	初動期	- 57 -
⑦－ 3	対応期	- 59 -
用語集		- 61 -

第1章 町行動計画について

1 町行動計画改定の趣旨

第1章 町行動計画について

1 町行動計画改定の趣旨

本町では、平成 21（2009）年 4 月にメキシコで確認され世界的大流行となった新型インフルエンザ（A/H1N1）に対応するため、平成 21（2009）年 9 月に世羅町感染症対応マニュアルを改定、平成 22（2010）年 8 月に町行動計画を策定した。さらに感染症危機に際して迅速に対処するため、予め有事の際の対応策を整理し、平時の備えの充実を図るものとして、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24（2012）年法律第 31 号。以下「特措法」という。）に基づき、平成 26（2014）年 11 月に町行動計画を改定した。

感染症危機に際しては、国が策定する基本的対処方針及び広島県（以下「県」という。）の対処方針に基づき、本町の対処方針を策定し対応していくとともに、対策本部の廃止後も、次の有事でより万全に対応できるよう、町行動計画を見直すものである。

今般、令和 6（2024）年に改定された新型インフルエンザ等対策政府行動計画（以下「政府行動計画」という。）及び令和 7（2025）年に改定された広島県新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「県行動計画」という。）を基本として、新型コロナ対応で明らかとなった課題等を踏まえ、町行動計画を全面改定するものである。

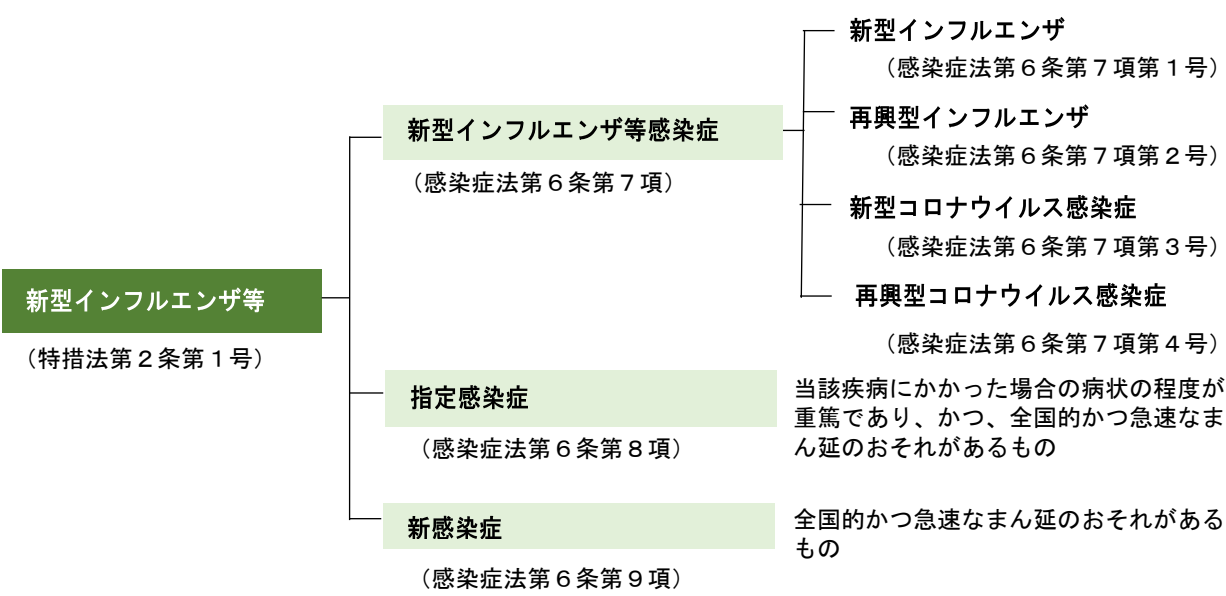
2 町行動計画の位置付けと対象となる感染症

町行動計画は、特措法及び県行動計画に基づき策定するものであり、本町の最上位計画である世羅町長期総合計画や世羅町健康増進計画等との整合・調和を図りつつ、感染症危機において適切な対応を行うための様々な対策の選択肢を示すものである。

特措法は、病原性が高い新型インフルエンザ等感染症、同様に危険性のある指定感染症及び新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定（地方）公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置、まん延防止等重点措置、緊急事態措置等の特別の措置を定めたものであり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10（1998）年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものである。

特措法の対象となる新型インフルエンザ等は、国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、全国的かつ急速にまん延し、かつ、病状の程度が重篤となるおそれがあり、また、国民生活及び国民経済に重大な影響を及ぼすおそれがあるものであり、具体的には、図表 1 に示す感染症である。

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスと抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ 10 年から 40 年の周期で発生している。また、コロナウイルスのような既知の病原体であっても、ウイルスの変異等によりほとんどの人が免疫を獲得していない新型のウイルスが出現すれば、パンデミックになることが懸念される。さらに、未知の感染症である新感染症についても、その感染性の高さから社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。



図表 1 町行動計画の対象となる感染症

第1章 町行動計画について

3 本町の感染症危機管理体制

3 本町の感染症危機管理体制

新型インフルエンザ等発生時には、町行動計画に基づき、新型インフルエンザ等対策に係る有事の取組を進めることとし、国が新型インフルエンザ等緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という。）を発令した場合は、直ちに世羅町新型インフルエンザ等対策本部（以下「町対策本部」という。）を設置し、全庁体制に移行する。

【町対策本部の構成】

本部長	町長
副本部長	副町長・教育長
本部員	総務課長・財政課長・企画課長・税務課長・町民課長・子育て支援課長・健康保険課長・福祉課長・産業振興課長・商工観光課長・建設課長・上下水道課長・会計課長・せらにし支所長・学校教育課長・社会教育課長・議会事務局長・世羅消防署長

国の動き	体制整備 発生の早期探知	疑い例の情報収集・ リスク評価開始	初動対処方針決定	基本的対処方針策定 政府対策本部設置	緊急事態宣言	緊急事態解除宣言
県の危機管理体制等	平時	注意体制	警戒体制	非常体制		-
	国・JIHS から情報収集		警戒本部設置 (本部長：健康福祉局長)	対策本部設置 (本部長：知事) 全庁体制へ移行 県対処方針策定	-	-
	広島県感染症対策 連絡会議					
町の危機管理体制等	国・県・保健所等から 情報収集		世羅町食中毒・ 感染症連絡会議 設置 (会長：町長)	町対策本部の設置を検討（本部長：町長） 全庁体制移行のため、 必要な人員体制を強化 国の基本的対処方針、 県対処方針及び町行動 計画に基づき、対策を 協議・実施	町対策本部設置 (本部長：町長) 町内に係る緊急事 態宣言を的確かつ 迅速に実施するた め必要があると認 める時は、緊急事 態措置に関する総 合調整を実施	緊急事態解除 宣言がなされ たとき又は県 対策本部が廃 止されたとき は、遅滞なく 対策本部を廃 止
町行動計画	準備期	初動期		対応期		

図表2 新型インフルエンザ等発生時の体制

4 基本理念・めざす姿

この計画の基本理念を次のとおりとする。

新型インフルエンザ等が発生しても 全ての町民が安心して暮らすことができる社会の実現

新型コロナ対応では、感染症危機が町民の生命・健康だけでなく、経済・社会生活にも大きな脅威となり、全ての町民が当事者として向き合い、社会全体で取組まなければ対策の効果が期待されるものではないことを浮き彫りにした。

次なる感染症危機は将来必ず到来すると考えられ、感染症危機に強くてしなやかに対応できる社会をめざす必要がある。

この計画におけるめざす姿は、次のとおりである。

- ・ 新型インフルエンザ等のまん延時においても、十分な検査、診療及び療養体制が確保されるとともに、訓練等を通じて感染症危機に対応できる平時からの体制が整備されている。
- ・ 感染症危機に当たっては、町民の理解・協力を得て、感染拡大防止と地域経済活動のバランスを踏まえた対策が実施され、町民生活及び地域経済活動への影響が軽減されている。
- ・ 感染症危機に際しても、偏見・差別及び社会の分断が生じないよう、基本的人権が尊重されている。

第2章 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

1 基本的な方針

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難で、その発生自体を阻止することも不可能であり、病原性が高くまん延のおそれのあるものが発生すれば、町民の生命・健康や町民生活・経済にも大きな影響を与えかねない。

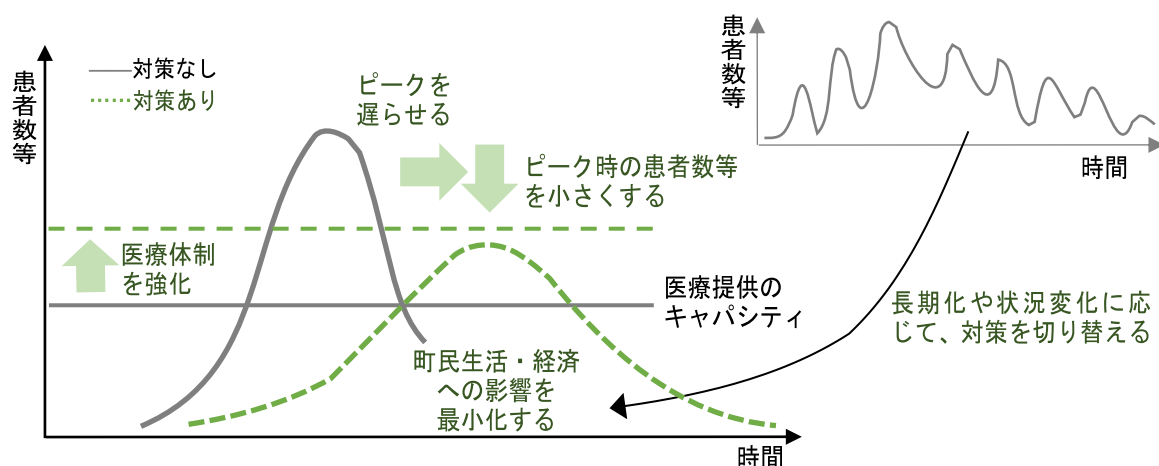
新型インフルエンザ等については、長期的には、町民の多くが患するおそれがあり、患者の発生が一定の期間に偏った場合、医療提供体制のキャパシティを超えることを念頭に置きつつ、新型インフルエンザ等対策を町全体の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2点を基本的な方針として対策を講じていく必要がある。

(1) 感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護

- ・ 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療提供体制の整備や国の主導によるワクチン製造等のための時間を確保する。
- ・ 流行ピーク時の患者数等をなるべく少なくし、医療提供体制への負荷を軽減するとともに、医療提供体制を強化し、患者数等が医療提供体制のキャパシティを超えないようにすることにより、治療が必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
- ・ 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

(2) 町民生活及び地域経済に及ぼす影響を最小化

- ・ 感染拡大防止と地域経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行うことにより、町民生活及び地域経済活動への影響を軽減するとともに、安定を確保する。
- ・ 地域での感染対策等により、欠勤者等の数を減らす。
- ・ 事業継続計画の作成や実施等により、医療の提供の業務又は町民生活及び地域経済の安定に寄与する業務の維持に努める。



図表3 新型インフルエンザ等対策の概念図

2 基本的な考え方

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要がある。過去の新型インフルエンザや新型コロナウイルスのパンデミックの経験等を踏まえると、特定の事例に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねない。

このため、町行動計画は、特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナ以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性や、病原体の変異による病原性や感染性の変化及びこれらに伴う感染拡大の繰返しや対策の長期化の場合も織り込んだ想定としつつ、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

具体的には、新型インフルエンザ等対策の各対策項目について、予防や準備等の事前準備の部分（準備期）と、発生後の対応のための部分（初期期及び対応期）に大きく分けた構成とするとともに、感染症の特徴、感染症危機の長期化、状況の変化等に応じて幅広く対応するため、有事のシナリオ想定に当たっては、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）のリスク評価の大括りの分類を設け、それぞれのケースにおける対応の典型的な考え方を示すものとする。

その上で、柔軟な対応が可能となるよう、対策の切替えについては、第3章「新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組」の部分で、具体的な対策内容を記載する。

また、科学的知見及び国や県の対策も踏まえ、本町の地理的な条件、少子高齢化、交通機関等の社会状況、医療提供体制、受診行動の特徴等の町民性も考慮しつつ、各種対策を総合的かつ効果的に組み合わせ、バランスのとれた戦略をめざすこととする。感染症対策の意思決定に際しては、本町のリスク評価をもとに、感染拡大防止策を強化しつつ、経済活動とのバランスを保つための柔軟な制限を行う等、中山間地域の特性に合わせた対応策を講ずる。

なお、実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、感染症の特徴、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、流行の状況、地域の実情その他の状況を踏まえ、人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが町民生活及び地域経済に与える影響等を総合的に勘案し、町行動計画等で記載するものの中から、実施すべき対策を選択し決定する。

町民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等への対策は、不要不急の外出の自粛要請、施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制等の医療対応以外の感染対策と、ワクチンや治療薬等を含めた医療対応を組み合わせ、総合的に行うことが必要である。

第2章 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

2 基本的な考え方

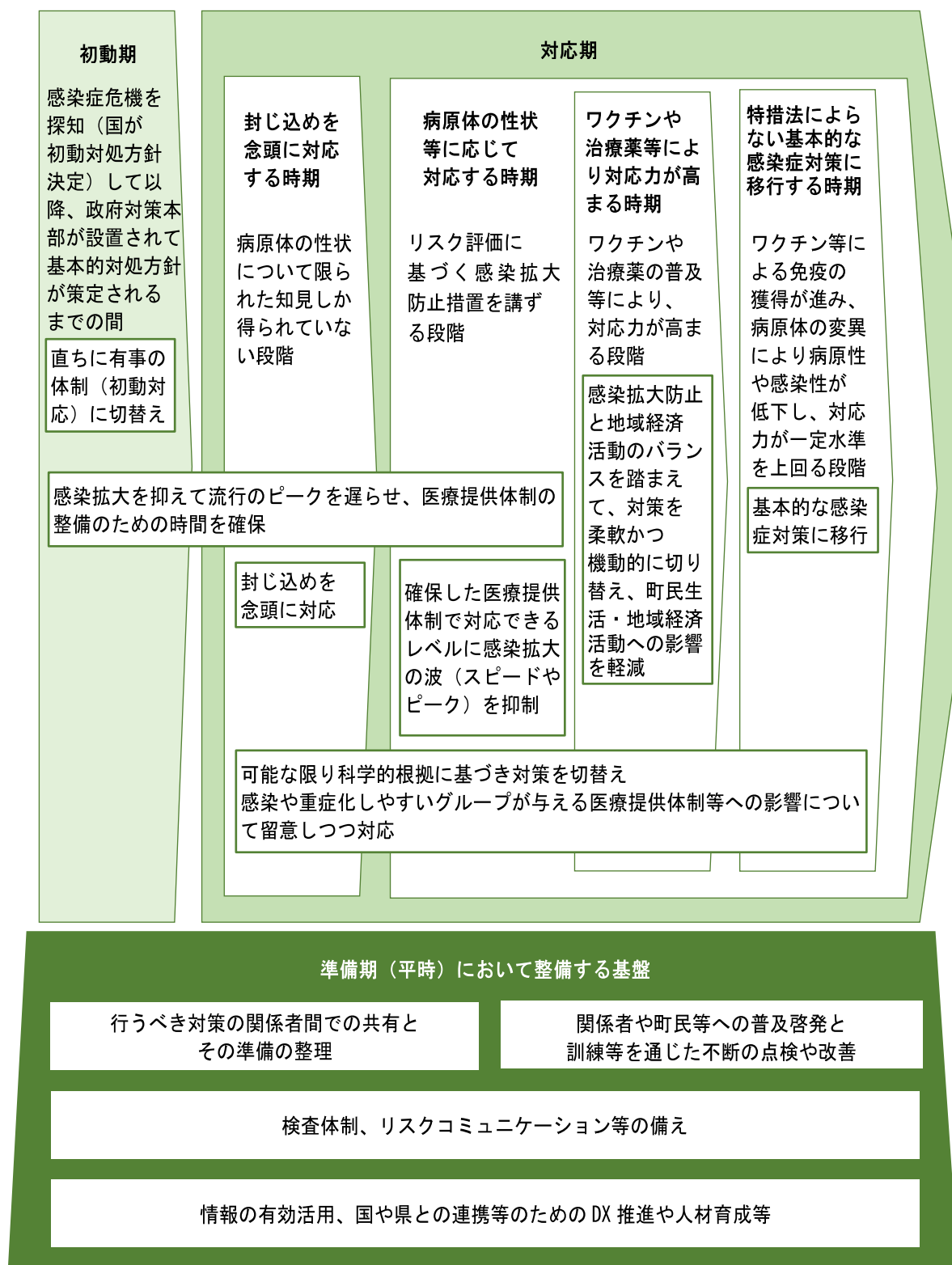
特に医療対応以外の感染対策については、社会全体で取組むことにより効果が期待されるものであり、全ての事業者が自発的に職場における感染予防に取り組むことはもとより、感染拡大を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込む等の対策を実施することについて積極的に検討することが重要である。

事業者の従業員のり患等により、一定期間、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性があることについて周知し、町民の理解を得るための呼びかけを行うことも必要である。新型インフルエンザ等のまん延による医療提供体制の限界や社会的混乱を回避するためには、国、県、町及び指定（地方）公共機関等による対策だけでは限界があり、事業者や町民一人ひとりが、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動、備蓄等の準備を行うことが必要である。

新型インフルエンザ等対策は、日頃からの手洗いやマスク着用等の咳エチケット等の季節性インフルエンザ等の呼吸器感染症に対する対策が基本となる。特にワクチンや治療薬がない可能性が高い新興感染症等が発生した場合は、公衆衛生対策がより重要である。

第2章 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

2 基本的な考え方



図表4 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方

第2章 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

2 基本的な考え方

【準備期】

感染症危機への対応には、平時から体制作りを周到に行い、有事の基盤とすることが重要である。

このため、次のアからオまでの取組により、平時の備えの充実を進め、訓練により迅速な初動体制を確立することを可能とするとともに、情報収集・共有、分析の基礎となるデジタル・トランスフォーメーション（DX）の推進等を行う。

ア 新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策の共有とその準備の整理

将来に必ず起こり得る新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策を関係者間で共有しながら、その実施のために必要となる準備を行う。

イ 初発の感染事例の探知能力の向上と迅速な初動の体制整備

初動対応については、未知の感染症が発生した場合や国内初の新型インフルエンザ等が町内で発生した場合も含め、様々なシナリオを想定し、初発の探知能力を向上させるとともに、初発の感染事例を探知した後速やかに初動対応に動き出せるように体制整備を進める。

ウ 関係者や町民等への普及啓発と訓練等を通じた不断の点検や改善

感染症危機は必ず起こり得るものであるとの認識を広く感染症対策に携わる関係者や町民等に持ってもらうとともに、次の感染症危機への備えをより万全なものとするために、多様なシナリオの想定や訓練等を通じて、平時の備えについて不断の点検や改善を行う。

エ 検査体制、リスクコミュニケーション等の備え

有事の際の速やかな対応が可能となるよう、検査体制の整備、リスクコミュニケーション等について平時からの取組を進めるとともに、県が進める医療提供体制の整備に協力する。

オ 情報の有効活用、国や県との連携等のための DX 推進や人材育成等

医療関連情報の有効活用、国や地方公共団体の連携の円滑化等を図るための「DX 推進」のほか、「人材育成」、「国、県、他市町との連携等」の複数の対策項目に共通する横断的な視点を念頭に取組を進める。

【初動期】

新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症の急速なまん延及びそのおそれのある事態を国が探知して以降、政府対策本部が設置されて基本的対処方針が定められ、これが実行されるまでの間は、国により感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）を明らかにされることを踏まえつつ、感染拡大のスピードをできる限り抑えて、感染拡大に対する準備を行う時間を確保するため、直ちに初動対応の体制に切り替え、新型インフルエンザ等の特徴や事態の推移、また県の動きに応じて迅速かつ柔軟に対応する。

2 基本的な考え方

【対応期】

対応期については、さらに次の時期に区分する。

- ・ 封じ込めを念頭に対応する時期
- ・ 病原体の性状等に応じて対応する時期
- ・ ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期
- ・ 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

【対応期：封じ込めを念頭に対応する時期】

国内での新型インフルエンザ等の発生の初期段階では、封じ込めを念頭に、国及び県において患者の入院措置や抗インフルエンザウイルス薬等による治療、感染したリスクのある者の外出自粛やその者に対する抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の検討、病原性に応じて、不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限等を行い、感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした各般の対策が講じられる。

また、常に新しい情報を収集・分析し、対策の必要性を評価し、更なる情報が得られ次第、感染拡大のスピードを抑制し、可能な限り感染者数等を減少させるための対策等、適切な対策へと切り替えることとされ、状況の進展に応じて、必要性の低下した対策については、その縮小や中止を図る等の見直しが行われる。

町は、国及び県と連携し、町が実施すべき対策を講ずるとともに、国及び県の見直しの内容に基づき、町が実施すべき対策の見直しを行う。

その後の感染拡大が進んだ時期については、対策の切替えの観点から、次のように区分する。

【対応期：病原体の性状等に応じて対応する時期】

感染の封じ込めが困難で町内で感染が拡大した場合は、知見の集積により明らかになる病原体の性状等を踏まえたリスク評価に基づき、感染拡大のスピードや潜伏期間、複数の感染の波への対応、対策の長期化、病原性や感染性の変化の可能性等を考慮しつつ、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大の波（スピードやピーク等）を抑制するべく、感染拡大防止措置等を講ずることを検討する。

また、国、県、事業者等と連携して、医療提供体制の確保や町民生活及び地域経済の維持のために最大限の努力を行う必要があるが、社会の緊張が高まり、変化する状況に対策が必ずしも適合しなくなることも含め、様々な事態が生じることが想定される。したがって、あらかじめ想定したとおりにいかないことが考えられ、社会の状況を把握し、状況に応じて臨機応変に対処していくことが求められる。

地域の実情等に応じて、国、県と協議のうえ、柔軟に対策を講ずることができるようにし、医療機関を含めた現場が動きやすくなるような配慮や工夫を行う。

第2章 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

2 基本的な考え方

【対応期：ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期】

ワクチンや治療薬の普及等により、新型インフルエンザ等への対応力が高まるため、感染拡大防止と地域経済活動のバランスを踏まえて、科学的知見に基づき、病原体の変異により対策を強化させる必要が生じる可能性も考慮したうえで、柔軟かつ機動的に対策を切り替える。

また、ワクチン及び治療薬の有無や開発の状況等によっては、こうした時期が到来せずに、「対応期：特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期」を迎えることも想定される。

【対応期：特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期】

最終的に、ワクチン等により免疫の獲得が進むこと、病原体の変異により病原性や感染性等が低下すること及び新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回ることににより特措法によらない基本的な感染症対策（出口）に移行する。

この準備期から対応期までの時期ごとの感染症危機対応の大きな流れに基づき、第3章「新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組」の部分において、それぞれの時期に必要となる対策の選択肢を定める。

3 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点

本町は、新型インフルエンザ等の発生時やその準備段階に、特措法その他の法令、町行動計画に基づき、国、県、指定（地方）公共機関等と連携協力し、次の点に留意しながら、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期すものとする。

（１）感染拡大防止と地域経済活動のバランスを踏まえた対策の切替え

対策に当たっては、町民等の理解や協力が最も重要である。このため、平時から感染症や感染対策の基本的な知識を、学校教育の現場をはじめ、様々な場面を活用して普及し、子どもを含め、様々な年代の町民等の理解を深めるための分かりやすい情報提供・共有が必要である。こうした取組を通じ、可能な限り科学的根拠に基づいた情報提供・共有により、適切な判断や行動を促せるようにする。特にまん延防止等重点措置や緊急事態措置等の強い行動制限を伴う対策を講ずる場合には、対策の影響を受ける町民等や事業者の状況も踏まえ、対策の内容とその科学的根拠を分かりやすく発信し、説明する。

（２）基本的人権の尊重

新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、特措法による要請や行動制限等の実施に当たって、町民の自由と権利に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとする。

新型インフルエンザ等対策の実施に当たって、法令の根拠があることを前提として、リスクコミュニケーションの観点からも、町民等に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

また、感染者やその家族、医療関係者に対する誹謗中傷等の新型インフルエンザ等についての偏見・差別は、これらの方々への人権侵害であり、あってはならないものである。これらの偏見・差別は、患者の受診行動を妨げ、感染拡大の抑制を遅らせる原因となる可能性がある。また、新型インフルエンザ等に対応する医療従事者等の士気の維持の観点等からも、防止すべき課題である。

さらに、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、より影響を受けやすい社会的弱者への配慮に留意する。感染症危機に当たっても町民の安心を確保し、新型インフルエンザ等による社会の分断が生じないよう取組む。

（３）危機管理としての特措法の性格

特措法は、感染症有事における危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講ずることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症や新感染症が発生したとしても、病原性の程度や、ワクチンや治療薬等の対策が有効であること等により、まん延防止等重点措置や緊急事態措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合にもこれらの措置を講ずるものではないことに留意する。

第2章 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

3 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点

(4) 関係機関相互の連携協力の確保

町対策本部は、政府対策本部及び県対策本部と緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。また、対策に関する総合調整について、必要に応じて町から県に対し、必要な要請を行う。

(5) 高齢者施設や障害者施設等における対応

感染症危機における高齢者施設や障害者施設等で必要となる移送体制や感染防止対策等において、平時から検討し、有事に備えた準備を行う。

(6) 感染症危機下の災害対応

感染症危機下の災害対応についても想定し、平時から防災備蓄や医療提供体制の強化等を進めるとともに、避難所施設の確保等や自宅療養者等の避難のための情報共有等の連携体制を整えること等を進める。

感染症危機下で地震等の災害が発生した場合には、国や県と連携し、発生地域における状況を適切に把握するとともに、必要に応じ、避難所における感染症対策の強化や、自宅療養者等への情報共有、避難の支援等を速やかに行う。

(7) 記録の作成や保存

新型インフルエンザ等が発生した段階で、町対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成、保存し公表する。

4 新型インフルエンザ等対策推進のための役割分担

新型インフルエンザ等対策推進に係る国、県、本町等の役割分担は次のとおりである。

(1) 国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。また、WHO等の国際機関や諸外国との国際的な連携を確保し、対策に取り組む。

さらに、国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査や研究の推進に努めるとともに、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。国は、こうした取組等を通じ、新型インフルエンザ等の発生時におけるワクチンや診断薬、治療薬等の早期の開発や確保に向けた対策を推進する。

新型インフルエンザ等の発生前は、政府行動計画に基づき、準備期に位置付けられた新型インフルエンザ等対策を着実に実施するとともに、定期的な訓練等により新型インフルエンザ等対策の点検及び改善に努める。

また、国は新型インフルエンザ等対策閣僚会議及び同会議を補佐する新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進する。

指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。

国は、新型インフルエンザ等の発生時に、政府対策本部で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。その際、新型インフルエンザ等対策推進会議等の意見を聴きつつ、対策を進める。また、国民等や事業者等の理解や協力を得て対策を行うため、感染症や感染対策に関する基本的な情報の提供・共有を行う。

(2) 地方公共団体の役割

地方公共団体は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、基本的対処方針に基づき、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有す。

ア 広島県の役割

県は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、基本的対処方針に基づき、地域における医療提供体制の確保や、まん延防止に關した確な判断と対応が求められる。

第2章 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

4 新型インフルエンザ等対策推進のための役割分担

このため、平時において医療機関との間で病床確保、外来医療機関（発熱外来等）、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣に関する医療措置協定を締結し、医療提供体制を整備することや、民間検査機関又は医療機関と平時に検査等措置協定を締結し、検査体制を構築する等、医療提供体制、保健所、検査体制、宿泊療養等の対応能力について、計画的に準備を行う。これにより、感染症有事の際には迅速に体制を移行し、感染症対策を実行する。

こうした取組においては、県は保健所設置市、感染症指定医療機関等で構成される広島県感染症対策連絡協議会等を通じ、広島県感染症予防計画等について協議を行うことが重要である。また、同予防計画に基づく取組状況を毎年度国に報告し、進捗確認を行う。これらにより、平時から関係者が一体となって、医療提供体制の整備や新型インフルエンザ等のまん延を防止していくための取組を実施し、PDCA サイクルに基づき改善を図る。

イ 世羅町の役割

町は町民に最も近い行政単位であり、町民に対するワクチンの接種や、町民の生活支援、新型インフルエンザ等の発生時の要配慮者への支援に関し、基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施することが求められる。対策の実施に当たっては、県や保健所、近隣市町と緊密な連携を図る。

また、感染症有事の際には、迅速に体制を移行し、感染症対策を実行する。

（３）医療機関の役割

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は新型インフルエンザ等の発生前から、地域における医療提供体制の確保のため、県と医療措置協定を締結し、院内感染対策の研修、訓練や個人防護具をはじめとした必要となる感染症対策物資等の確保等を推進することが求められる。また、新型インフルエンザ等の患者の診療体制を含めた、業務継続計画の策定及び広島県感染症対策連絡協議会等を活用した地域の関係機関との連携を進めることが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、感染症医療及び通常医療の提供体制を確保するため、医療機関は、医療措置協定に基づき、県からの要請に応じて、病床確保、発熱外来等、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣を行う。

（４）指定（地方）公共機関の役割

指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

（５）登録事業者の役割

特措法第28条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は町民生活及び地域経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時

第2章 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

4 新型インフルエンザ等対策推進のための役割分担

においても最低限の町民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続等の準備を積極的に行うことが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、その業務を継続的に実施するよう努める。

(6) 一般の事業者の役割

事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められる。

町民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが必要な場合も想定される。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められるため、平時からマスクや消毒薬等の衛生用品等の備蓄を行うように努める等の対策を行う必要がある。

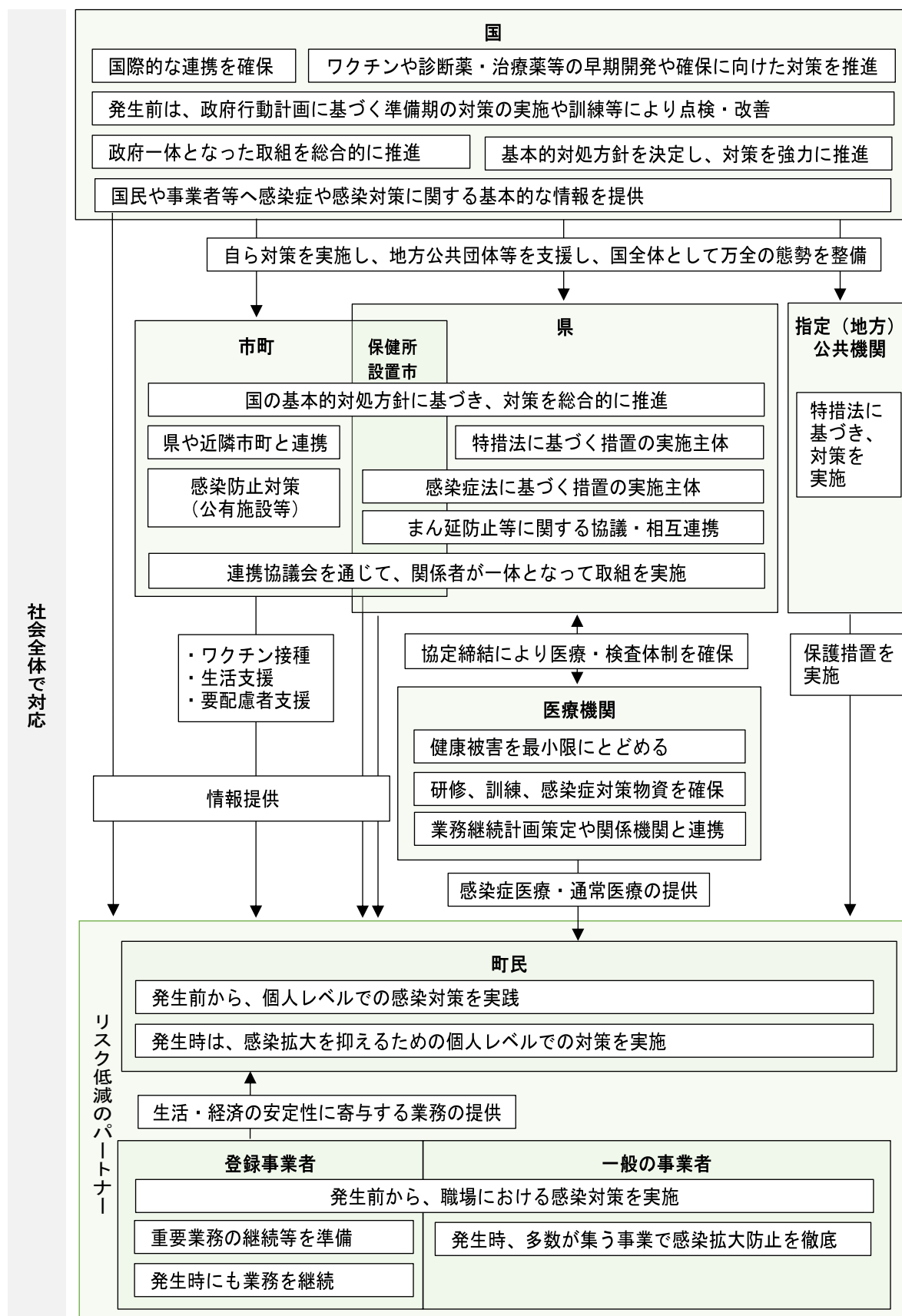
(7) 町民の役割

新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等、その対策に関する知識を得るとともに、平素からの健康管理に加え、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。また、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、個人レベルにおいてもマスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種等の実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める。

第2章 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

4 新型インフルエンザ等対策推進のための役割分担



図表5 新型インフルエンザ等対策推進のための役割分担

5 施策体系

政府行動計画及び県行動計画に基づき、基本的な方針を実現するための具体的な対策項目を定める。

(1) 町行動計画の主な対策項目

町行動計画は、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護する」こと及び「町民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする」ことを達成するための方針を実現する具体的な対策を定めるものである。

それぞれの対策の切替えのタイミングを示し、関係機関等においても分かりやすく、取り組みやすくするため、以下の(2)に掲げる7項目を町行動計画の主な対策項目とする。

(2) 対策項目ごとの基本理念と目標

町行動計画の主な対策項目である7項目は、新型インフルエンザ等対策の主たる目的の実現に当たって、それぞれの項目が関連し合っていることから、一連の対策として実施される必要がある。そのため、次に示す①から⑦までのそれぞれの対策項目の基本理念と目標を把握し、対策の全体像や相互の連携を意識しながら対策を行うことが重要である。

① 実施体制

感染症危機は町民の生命及び健康や町民生活及び地域経済に広く大きな被害を及ぼすことから、社会全体の危機管理の問題として取り組む必要がある。国、地方公共団体、医療機関等の多様な主体が相互に連携を図りながら、実効的な対策を講じていくことが重要である。

そのため、新型インフルエンザ等の発生前から、関係機関間において緊密な連携を維持しつつ、人材の確保・育成や実践的な訓練等を通じて対応能力を高めておく必要がある。新型インフルエンザ等の発生時に、平時における準備をもとに、迅速な情報収集を行い、的確な施策判断とその実行につなげていくことで、感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護し、町民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

② 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

感染症危機においては、様々な情報が錯綜しやすく、不安とともに、偏見・差別等が発生したり、偽・誤情報が流布したりするおそれがある。こうした中で、表現の自由に十分配慮しつつ、各種対策を効果的に行う必要があり、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報を迅速に提供するとともに、可能な限り双方向のコミュニケー

5 施策体系

ションを行い、町民等、医療機関、事業者等とのリスク情報とその見方の共有等を通じて、町民等が適切に判断・行動できることが重要である。

このため、町は平時から、町民等の感染症に対する意識を把握し、感染症危機に対する理解を深めるとともに、想定される事態に備え、リスクコミュニケーションの在り方を整理し、体制整備や取組を進める必要がある。

③ まん延防止

新型インフルエンザ等の感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめるとともに、町民生活及び地域経済活動への影響を最小化することを目的とする。適切な医療の提供等とあわせて、必要に応じてまん延防止対策を講ずることで、感染拡大のスピードやピークを抑制し、治療を要する患者数を医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることにつなげることが重要である。特に有効な治療薬がない場合や、予防接種が実施されるまでの間は、公衆衛生上の観点から実施するまん延防止対策は重要な施策である。このため、まん延防止等重点措置や緊急事態措置等を含めた措置が行われる際には、町は、この要請に適宜協力し対策を行うとともに、町民等関係者に周知する。

一方で、特措法第5条において、町民の自由と権利に制限を加える場合、その制限は新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとするとされていることや、まん延防止対策が地域経済活動に大きな影響を与える面があることを踏まえ、対策の効果と影響を総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性や感染性等に関する情報や、ワクチン及び治療薬の開発や普及等の状況の変化に応じて、実施しているまん延防止対策の縮小や中止等の見直しを機動的に行うことが重要である。

④ ワクチン

ワクチンの接種により、個人の感染や発症、重症化を防ぐことで、町民の健康を守るとともに、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や地域経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。そのため町は、県や医療機関、事業者、関係団体等とともに、平時から接種の具体的な体制や実施方法について準備をしておく必要がある。

新型インフルエンザ等発生時のワクチンの接種に当たっては、事前の計画を踏まえつつ、新型インフルエンザ等に関する新たな知見を踏まえた柔軟な運用を行う。

⑤ 保健

新型インフルエンザ等の発生状況は地域によって異なり、町は地域の感染状況や医療提供体制の状況等に応じた対策を実施し、町民の生命及び健康を保護する必要がある。その際、町民への情報提供・共有、リスクコミュニケーションを適切に行い、地域の理解や協力を得ることが重要である。

第2章 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

5 施策体系

町は、平時から情報収集体制や人員体制の構築、新型インフルエンザ等の発生時に優先的に取り組むべき業務の整理、ICTの活用等を通じた業務効率化・省力化を行う必要があり、国や県の支援も活用しながら新型インフルエンザ等対策を推進する。

⑥ 物資

新型インフルエンザ等が発生した場合は、全国的かつ急速にまん延するおそれがあり、感染症対策物資等の急激な利用の増加が見込まれる。感染症対策物資等の不足により、医療、検査等の円滑な実施が滞り、町民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要である。このため、感染症対策物資等が医療機関をはじめとする関係機関で十分に確保されるよう、平時から備蓄等の推進や円滑な供給に向けた対策等を講ずることが重要である。

⑦ 町民生活及び地域経済の安定の確保

新型インフルエンザ等の発生時には、町民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、町民生活及び地域経済活動に大きな影響が及ぶ可能性がある。このため、町は新型インフルエンザ等の発生時に備え、事業者や町民等に必要な準備を行うことを勧奨する。

新型インフルエンザ等の発生時に、町は、町民生活及び地域経済活動の安定の確保に必要な対策や支援を行う。また、事業者や町民等は、平時の準備をもとに、自ら事業継続や感染防止に努める。

(3) 複数の対策項目に共通する横断的な視点

新型インフルエンザ等対策の実効性を向上させるため、アからウまでの視点を複数の対策項目に共通して考慮すべき事項とし、それぞれ考慮すべき内容は次のとおりである。

ア 人材育成

感染症危機管理の対応能力を向上させるためには、平時から、中長期的な視野に立つて感染症危機管理に係る人材育成を継続的に行うことが不可欠である。

その際には、多くの職員が感染症危機管理に携わる可能性があることも踏まえて、より幅広い人材を対象とした訓練や研修等を通じ人材育成を行い、感染症危機対応を行う人材の裾野を広げる取組を行うことが重要である。

イ 国、県、他市町との連携

新型インフルエンザ等の対応に当たって、国、県、市町の役割は極めて重要である。適切な役割分担の下、国が基本的な方針を定め、それをもとに、県は感染症法や特措法等に基づく措置の実施主体として中心的な役割を担い、感染拡大防止や医療提供体制の確保をはじめとした多岐にわたる対策の実施を地域の実情に応じて行う。また、町は住民に最も近い行政単位として予防接種や住民の生活支援等の役割が期待されている。

第2章 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

5 施策体系

新型インフルエンザ等への備えをより万全なものとするためには、国と地方公共団体の連携体制を平時から整えておくことが不可欠である。さらに、新型インフルエンザ等への対応では地方公共団体の境界を越えた人の移動や感染の広がり等があることから、新型インフルエンザ等の発生時は県や市町、保健所との連携も重要であり、こうした地方公共団体間の広域的な連携についても平時から積極的に取組み、準備を行うことが重要である。

特に、規模の小さい本町では単独で対応が難しい人材育成等の平時の備えについては、平時からの地方公共団体間の広域的な連携による取組や国及び県による支援等が求められる。

新型インフルエンザ等の発生の初期段階からの迅速な対応を可能にするためには、新型インフルエンザ等に関するデータや情報の円滑な収集や共有・分析等が感染症危機の際に可能となることが求められる。このため、平時から国や県、他市町との連携体制やネットワークの構築に努める。

また、新型インフルエンザ等の発生時に、国や県からの情報も活用しながら、町民、事業者、関係機関等に対して適切な情報提供・共有を行う。

ウ DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進

近年取組が進みつつあるDXは、迅速な新型インフルエンザ等の発生状況等の把握や関係者間でのリアルタイムな情報共有を可能とし、業務負担の軽減や関係者の連携強化が期待できる等、新型インフルエンザ等への対応能力の向上に大きな可能性を持っている。

DXの推進に当たっては、視覚や聴覚等が不自由な方等にも配慮した、町民一人ひとりへの適時適切な情報提供・共有を行うことが重要である。

6 町行動計画の実効性を確保するための取組等

(1) 新型インフルエンザ等への備えの機運の維持

町行動計画は、新型インフルエンザ等への平時の備えをより万全のものにするための手段であり、町行動計画が改定された後も、継続して備えの体制を維持及び向上させていくことが不可欠である。

新型インフルエンザ等は、いつ起こるか予想できず、いつ起きてもおかしくないものである。このため、自然災害等への備えと同様に、日頃からの備えと意識を高める取組を継続的に行うことが重要である。新型インフルエンザ等への備えの充実につながるよう、訓練や研修、啓発活動等の取組を通じて、平時から新型インフルエンザ等への備えを充実させる機運の維持を図る。

また、県や保健所等が実施する訓練への参加等を通じて、平時の備えについて不断の点検や改善につなげるとともに関係機関への働きかけを行う。

(2) 定期的なフォローアップと必要な見直し

訓練への参加等により得られた改善点や、新興感染症等について新たに得られた情報等、状況の変化に合わせて、町行動計画について必要な見直しを行うことが重要である。定期的なフォローアップを通じた取組の改善等に加え、広島県感染症予防計画をはじめとする新型インフルエンザ等への対応に関連する諸制度の見直し状況等も踏まえ、おおむね6年ごとに改定される県行動計画に基づき、町行動計画の改定について必要な検討を行い、所用の措置を講ずるものとする。

なお、新型インフルエンザ等が発生し、感染症危機管理の実際の対応が行われた場合は、上記の期間にかかわらず、その対応経験や県行動計画の見直し状況等を踏まえ、町行動計画の見直しを行う。

第3章 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

① 実施体制

①-1 準備期

(1) 目的

新型インフルエンザ等が町内外で発生し又はその疑いがある場合は、事態を的確に把握し、関係機関が連携して取組を推進することが重要である。そのため、あらかじめ関係機関の役割を整理するとともに、有事の際に機能する指揮命令系統等の模索と拡張可能な組織体制の編成及び確認、それぞれの役割を実現するための人員の調整、縮小可能な業務の整理等を行う。また、研修や訓練を通じた課題の抽出や改善、練度の向上等を図るとともに、定期的な会議の開催等を通して関係機関間の連携を強化する。

(2) 所要の対応

ア 行動計画等の作成・見直し

町は町行動計画を作成するとともに、必要に応じ変更する。町行動計画を作成又は内容を変更する際には、あらかじめ感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴く。

イ 実践的な訓練の実施

町は町行動計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施する。また、関係機関との一体性を確保するため、圏域における訓練に参加する等、平時から連携を深める。

ウ 町の体制整備・強化

- (ア) 町は、新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員等の確保及び有事においても維持すべき業務の継続を図るため、業務継続計画を作成し、必要に応じて変更する。
- (イ) 町は、特措法の定めのほか、世羅町新型インフルエンザ等対策本部に関し、必要な事項を条例で定める。
- (ウ) 町は、新型インフルエンザ等の発生時における全庁での対応体制の構築のため、研修や訓練等を実施するとともに、連携強化や役割分担に関する調整を行う。また、必要に応じ、県や保健所等と連携した研修や訓練を実施する。

エ 関係機関との連携強化

- (ア) 国、県、市町及び指定（地方）公共機関は、相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報共有、連携体制の確認及び訓練を実施するとともに、関係機関と情報交換等をはじめとした連携体制を構築する。
- (イ) 町は、特定新型インフルエンザ等対策の代行や応援の具体的な運用方法について、県と事前に調整し、着実な準備を進める。
- (ウ) 町は、感染症対策の事前の体制整備や人材確保等の観点から必要があると認めるときは、感染症法に基づく県の総合調整に従い、着実な準備を進める。

第3章 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

① 実施体制 ①-2 初動期

①-2 初動期

(1) 目的

新型インフルエンザ等が町内外で発生し又はその疑いがある場合には、危機管理として事態を的確に把握するとともに、町民の生命及び健康を保護するため、緊急かつ総合的な対応を行う必要がある。そのため町は、準備期における検討等に基づき、世羅町食中毒・感染症連絡会議を設置し、町及び関係機関における対策の実施体制を強化し、初動期における新型インフルエンザ等対策を迅速に実施する。

(2) 所要の対応

ア 新型インフルエンザ等の発生時（疑いを含む）の体制整備

- (ア) 国が政府対策本部を設置し、県が対策本部を設置した場合、町は必要に応じて、町対策本部の設置を検討するとともに、必要な人員体制の強化が可能となるよう、全庁的な対応を進め、新型インフルエンザ等対策に係る措置を準備する。
- (イ) 町は、機動的かつ効果的な対策の実施のため、国からの財政支援を有効に活用することを検討するとともに、必要に応じて、対策に要する経費について地方債を発行することを検討し、所要の準備を行う。

【町対策本部の任務】

組織構成	構成員	任 務
本部長	町長	1 本部の総括及び指揮 2 本部の会議の招集
副本部長	副町長・教育長	1 本部長の補佐 2 本部長に事故等あるときは、本部長に代わって総括及び指揮 3 本部の事務の掌理
本部員	総務課長・財政課長・企画課長 税務課長・町民課長・子育て支援課長 健康保険課長・福祉課長 産業振興課長・商工観光課長 建設課長・上下水道課長・会計課長 せらにし支所長・学校教育課長 社会教育課長・議会事務局長 世羅消防署長	1 本部長及び副本部長の補佐 2 総合的な対策や指示 3 その他本部長の特命事項の処理

第3章 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

① 実施体制 ①-2 初動期

【町対策本部の部・班編成】

部・班編成		構成員
事 案 対 策 部	管理総括班	総務課（班長）・財政課・企画課・健康保険課
	情報管理班	子育て支援課（班長）・総務課・企画課・町民課・健康保険課・福祉課・産業振興課・学校教育課
	感染防止班	学校教育課（班長）・総務課・企画課・町民課・子育て支援課・健康保険課・福祉課・産業振興課・商工観光課・社会教育課
	医療対策班	健康保険課（班長）・世羅消防署・世羅消防署世羅西出張所
	町民生活維持班	福祉課（班長）・企画課・町民課・子育て支援課・産業振興課・商工観光課・学校教育課・上下水道課
業務支援部		事案対策部の班に属さない部署

【各課の主な業務担当】

（事案対策部）

対策班	担当課	町対策本部における主な業務
管理総括班	総務課 （班長）	○対策班の統括に関すること ○危機管理全般に関すること ○本部長の調整に関すること ○町対策本部の運営に関すること ○町業務の維持（職員の健康管理を含む。）の総括に関すること ○消防防災関係機関との連絡調整に関すること ○自衛隊の派遣要請に関すること
	財政課	○対策の財源確保に関すること ○物品調達に関すること
	企画課	○町民、報道機関等への広報に関すること ○避難所の感染症対策物資等の支援に関すること
	健康保険課	○県及び町対策本部への報告・連絡・相談に関すること ○保健所との調整に関すること ○感染予防対策の総括に関すること
情報管理班	子育て支援課 （班長）	○保育施設等における感染状況の把握に関すること
	総務課	○詐欺、悪徳商法の被害に遭わないための注意喚起に関すること
	企画課	○町内在住外国人への情報提供の支援に関すること
	町民課	○海外渡航者への情報提供の支援に関すること

第3章 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

① 実施体制 ①-2 初動期

	健康保険課	○WHO（世界保健機関）、国、県からの情報収集と連携に関すること ○町民の感染状況の情報集約に関すること ○町民からの相談窓口の開設に関すること ○医療機関等における感染状況の把握に関すること
	福祉課	○高齢者施設や障害者施設等における感染状況の把握に関すること
	産業振興課	○家きん類等の感染状況の把握に関すること
	学校教育課	○小・中学校等の感染状況の把握に関すること
感染防止班	学校教育課 （班長）	○学校における感染予防及びまん延防止に関すること ○分散登校・オンライン授業の推進に関すること ○発生期における教育対策に関すること
	総務課	○庁舎における感染予防及びまん延防止に関すること ○職員の感染防護資機材の配布に関すること
	企画課	○感染予防の広報に関すること ○公共交通機関における感染予防及びまん延防止に関すること ○所管する施設における感染予防及びまん延防止に関すること
	町民課	○家庭ごみ収集運搬・包括的火葬業務等における感染予防及びまん延防止に関すること
	子育て支援課	○保育施設等における感染予防及びまん延防止（閉鎖措置を含む。）に関すること
	健康保険課	○防疫対策に関すること ○所管する施設における感染予防及びまん延防止に関すること ○活動の自粛・中止の総合調整に関すること ○新型インフルエンザ等予防接種に関すること ○健康相談対応、感染防止策の普及啓発に関すること
	福祉課	○高齢者施設や障害者施設等における感染予防及びまん延防止（閉鎖措置を含む。）に関すること
	産業振興課	○家きん類等の感染防止に関すること
	商工観光課	○イベント主催者等に対する活動自粛要請に関すること
	社会教育課	○所管する施設における感染予防及びまん延防止に関すること ○スポーツ、競技大会等におけるまん延防止に関すること
		と

第3章 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

① 実施体制 ①-2 初動期

医療対策班	健康保険課 (班長)	○県と連携のもと、医療提供体制の確保に関する事 ○自宅療養者の対応に関する事
	世羅消防署・世羅消防署世羅西出張所	○患者の搬送に関する事
町民生活維持班	福祉課 (班長)	○高齢者施設や障害者施設等の機能維持に関する事 ○要配慮者（在宅の高齢者、障害者等）への支援に関する事 ○高齢者のフレイル予防に関する事
	企画課	○地域交通の運行に関する事
	町民課	○ごみの収集、排出抑制に関する事 ○一般廃棄物の処理に関する事 ○火葬許可及び円滑な埋火葬に関する事 ○遺体安置所の確保に関する事
	子育て支援課	○保育施設等の機能維持に関する事 ○子どもの緊急一時預かり支援に関する事
	産業振興課	○農林水産業の維持・復旧のための支援に関する事
	商工観光課	○生活関連物資の確保のための支援に関する事 ○企業活動の維持・復旧のための支援に関する事 ○町内企業・関係団体への協力要請に関する事
	学校教育課	○学校給食事業者への支援に関する事
	上下水道課	○ライフライン（上下水道、生活用水、汚水処理）の機能確保に関する事

(業務支援部)

対策部	担当課	業務
業務支援部	事案対策部の班に属さない部署	○各班の後方支援（班業務における応援） ○他課の業務継続支援（班従事者に代わり当該職員の所属する課の業務を分担）

第3章 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

① 実施体制 ①-3 対応期

①-3 対応期

(1) 目的

初動期に引き続き、病原体の性状等に応じて、国内での新型インフルエンザ等の発生から、特措法によらない基本的な感染症対策に移行し、流行状況が収束するまで、その間の病原体の変異も含め、長期間にわたる対応も想定されることから、町及び関係機関における対策の実施体制を持続可能なものとすることが重要である。

感染症危機の状況並びに町民生活及び地域経済の状況や、各対策の実施状況に応じて柔軟に対策の実施体制を整備し、見直すとともに、特に医療のひっ迫、病原体の変異及びワクチンや治療薬・治療法の開発・確立等の大きな状況の変化があった場合に、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることで、可能な限り早期に少ない影響で感染症危機に対応することをめざす。

(2) 所要の対応

ア 対策の実施体制

(ア) 町は、国及び県の対処方針に基づき、必要な対策を講ずる。

(イ) 町は、国からの財政支援を有効に活用するとともに、必要に応じて地方債を発行して財源を確保し、必要な対策を実施する。

イ 職員の派遣・応援への対応

(ア) 新型インフルエンザ等のまん延により、町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったと認めるときは、県に対し特定新型インフルエンザ等対策の事務の代行を要請する。

(イ) 町内に係る特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、県又は他の市町に対して応援を求める。

ウ 緊急事態措置の手続

緊急事態宣言がなされた場合は、直ちに町対策本部を設置する。また、町内における緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整を行う。

エ 特措法によらない基本的な感染症対策への移行期の体制

新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言（新型インフルエンザ等緊急事態が終了した旨の公示をいう。）がなされたときは、遅滞なく町対策本部を廃止する。

② 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

②-1 準備期

(1) 目的

感染症危機において、対策を効果的に行うためには、町民等、県及び町、医療機関、事業者等とのリスク情報とその見方の共有等を通じて、町民等が適切に判断・行動できるようにすることが重要である。

このため、町民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、平時から普及啓発を含め、感染症対策等について適時に必要な情報提供・共有を行い、感染症に関するリテラシーを高めるとともに、国、県及び町による情報提供・共有に対する認知度・信頼度の一層の向上を図る。

(2) 所要の対応

ア 新型インフルエンザ等の発生前における町民等への情報提供・共有

(ア) 感染対策等に関する啓発

町は、平時から、国や県等から提供される、感染症に関する基本的な情報、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）、感染症の発生状況等の情報、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等その対策等について、各種媒体を活用し、町民等に情報提供・共有を行う。その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することについて啓発する。

なお、保育施設や学校、職場等は集団感染が発生する等、地域における感染拡大の起点となりやすいことや、高齢者施設等は重症化リスクが高いと考えられる者の集団感染が発生するおそれがあることから、県及び町の保健衛生部局や福祉部局、教育委員会等が互いに連携しながら、感染症や公衆衛生対策について丁寧に情報提供・共有を行う。

受け手	情報提供・共有の方法
高齢者	日常的に接する医療機関や介護事業者を介した啓発や SNS、ホームページといったデジタルの媒体に加えて、町広報誌等、地域密着型の媒体を含めた非デジタルの媒体も活用する。
子ども	保育・幼児教育・学校教育の現場をはじめ、直感的に理解しやすいイラストの活用や、発達段階に応じた平易な言葉により説明する。
外国人等	可能な限り多言語で、必要な情報提供・共有を行う。
視覚や聴覚等に障害のある方	障害者団体等に情報を提供・共有し、団体等を通じて、障害のある方が情報を得られるよう努める。また、視覚障害者向けに音声コードの活用を含む音声読み上げ機能の付加、聴覚障害者向けに字幕の設定、ユニバーサルデザインへの配慮やイラスト・ピクトグラムの利用等、DX の推進を含め、障害に応じた合理的配慮を行う。

図表6 受け手に応じた情報提供・共有

(イ) 偏見・差別等に関する啓発

感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等、感染症対策の妨げにもなること等について啓発する。その際、町は、県との連携を図る。

(ウ) 偽・誤情報に関する啓発

感染症危機において、偽・誤情報の流布、さらに SNS 等によって増幅されるインフォデミック（信頼性の高い情報とそうではない情報が入り混じって不安や恐怖とともに急激に拡散され、社会に混乱をもたらす状況）の問題が生じ得ることから、町民等のメディアや情報に関するリテラシーの向上を図られるように、各種媒体を活用した偽・誤情報に関する啓発を行う。

また、例えば、ワクチン接種や治療薬・治療法に関する科学的根拠が不確かな情報等、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえつつ、科学的知見等に基づいた情報を繰り返し提供・共有する等、町民等が正しい情報を円滑に入手できるよう、適切に対処する。これらの取組を行うに当たり、町は県との連携を図る。

イ 新型インフルエンザ等の発生時における情報提供・共有体制の整備

(ア) 情報提供・共有の体制整備

町は、準備期から、ホームページや SNS 等を活用して、新型インフルエンザ等対策の周知を行う。また、初動期以降は状況を踏まえながら、情報提供・共有を行う必要性が高まる。対象の属性等に応じて、多く活用されている情報ツールは異なることから、対象層を想定しつつ、適切な方法を選択し、実施できるよう、準備期からあらかじめ町民等への情報提供・共有方法や、相談窓口等の設置をはじめとした町民等からの相談体制の整備方法、リスクコミュニケーションの在り方等について、検討を行う。

(イ) 感染症の発生状況等に関する公表項目

新型インフルエンザ等の発生状況等に関する情報の公表については、町は、県による公表に基づき、町民等に情報提供を行う。県は、積極的疫学調査を円滑に行い、まん延防止に寄与するため、患者発生時の公表項目について、厚生労働省による「一類感染症が国内で発生した場合における情報の公表に係る基本方針」や「一類感染症患者発生に関する公表基準」等を基本として、準備期からあらかじめ図表7のとおり明確化しており、町においても県の方針に基づいた情報提供を行う。

第3章 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

② 情報提供・共有、リスクコミュニケーション ②-1 準備期

区 分	公表する情報	公表する情報	公表する情報
感染者情報	・年代 ・居住市町 ・発症日 ・検査判明日	・左記に同じ	・要因別感染者数を集計して公表
感染源との接触歴	・行動歴（感染源と思われる行動に限定）	・他事例との関連や県外往来の有無	▶居住市町別 ▶症状の度合い（重症・中等症・軽症・無症状）
医療機関への受診等	・症状・経過 ・入院医療機関の種別（感染症指定医療機関又は協定締結医療機関）	・症状・経過 ・療養の種別	▶療養種別 ▶他事例との関連の有無別 ▶県外往来の有無別
感染者の行動歴（感染させる可能性のある時期以降）	・感染者に接触した可能性のある者を把握できない行動に限定	・左記に同じ	【ワクチン開始以降】 ▶接種回数別 【発生届重点化以降】 ▶届出対象別

▶：情報提供の方法や項目の簡略化はメディアとの合意により順次実施

クラスター発生	・施設種別、利用者数、陽性者数
死亡例	・陽性者であって療養中に亡くなった方（厳密な死因を問わない）の死亡日、療養種別

図表7 患者発生時の公表項目（県行動計画より）

ウ 双方向のコミュニケーションの体制整備や取組の推進

感染症情報の共有に当たり、情報の受取手である町民等と可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを適切に行うことができるよう、町民等が必要とする情報を把握し、更なる情報提供・共有にいかす方法等を整理する。

②-2 初動期

(1) 目的

新型インフルエンザ等の発生又は発生の疑いを踏まえ、感染拡大に備えて、町民等に新型インフルエンザ等の特性や対策等についての状況に応じた的確な情報提供・共有を行い、準備を促す必要がある。

具体的には、町民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、町民等の関心事項等を踏まえつつ、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報について、当該感染症に関する全体像が分かるよう、迅速に分かりやすく提供・共有する。

その際、可能な限り双方向のリスクコミュニケーションを行うよう努める。また、感染者等に対する偏見・差別等は許されず、感染症対策の妨げにもなること等について情報提供・共有するとともに、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、町民等の不安の解消等に努める。

(2) 所要の対応

ア 迅速かつ一体的な情報提供・共有

町民等が情報を受け取る媒体やその受け止めが千差万別であることから、利用可能なあらゆる情報媒体を整備・活用し、迅速かつ一体的に情報提供・共有を行う。その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することを含めて、行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応を促すメッセージを発出するよう努める。

イ 双方向のコミュニケーションの実施

国や県が設置した情報提供・共有のためのホームページ等の町民等への周知、Q&A の公表、相談窓口の設置等を通じて、町民等に対する速やかな情報提供・共有体制を構築するとともに、感染症対策を円滑に進めていく上で、関係者の理解や協力を得ることが重要であることから、一方向の情報提供だけでなく、町に寄せられた意見や SNS の投稿等を通じて、情報の受取手の反応や関心を把握し、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づくリスクコミュニケーションを行うよう努める。

ウ 偏見・差別等や偽・誤情報への対応

初動期には、特に町民等の不安が高まることから、偏見・差別等の不適切な行為が生じやすくなる。

このため町は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等感染症対策の妨げにもなること等について、実際に生起している状況等を踏まえつつ、偏見・差別等に関する相談窓口を周知し、適切に情報提供・共有する。

また、例えば、ワクチン接種や治療薬・治療法に関する科学的根拠が不確かな情報等、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえるとともに、科学的知見等に基づく情報を繰り返し提

第3章 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

② 情報提供・共有、リスクコミュニケーション ②-2 初動期

供・共有する等、町民等が正しい情報を円滑に入手できるよう、適切に対処する。これらの取組を行うに当たり、町は県との連携を図る。

偏見・差別等への対応
科学的知見等に基づいた情報提供・共有の徹底
行政機関のトップ等の立場による偏見・差別は許されない旨等の呼びかけ
不安等の抑制に資する町民等が簡単に取得する対策の伝達
医療関係者やエッセンシャルワーカー等への感謝等を示す草の根の運動が実践されている場合の当該運動との連携
国・県・市町等の各種相談窓口の周知

図表8 町民等の不安が高まる初動期における偏見・差別等への取組

②-3 対応期

(1) 目的

感染症危機において、対策を効果的に行うためには、リスク情報とその見方の共有等を通じて、町民等が適切に判断や行動できるようにすることが重要である。このため、町は、町民等の関心事項等を踏まえつつ、対策に対する町民等の理解を深め、リスク低減のパートナーとして、適切な行動につながるよう促す必要がある。

具体的には、町民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、町民等の関心事項等を踏まえつつ、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報について、迅速に分かりやすく提供・共有する。

その際、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを行うよう努める。また、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することや、感染者等に対する偏見・差別等は許されず、感染症対策の妨げにもなること等について情報提供・共有するとともに、偽・誤情報の拡散状況を踏まえ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、町民等の不安の解消等に努める。

(2) 所要の対応

ア 迅速かつ一体的な情報提供・共有

町は、その時点で把握している科学的知見等に基づき、町内外の新型インフルエンザ等の発生状況、感染拡大防止措置等の対策等について、対策の決定プロセスや理由（どのような科学的知見等を考慮してどのように判断がなされたのか等）、実施主体等を明確にしながら、町内の関係機関を含む町民等に対し、情報提供・共有を行う。町民等が情報を受け取る媒体やその受け止めが千差万別であることから、利用可能なあらゆる情報媒体を整備・活用し、迅速かつ一体的に情報提供・共有を行う。

その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することを含めて、行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応を促すメッセージを発出するよう努める。

イ 双方向のコミュニケーションの実施

初動期に引き続き、国が設置した情報提供・共有のためのホームページ等の町民等への周知、Q&A の公表、相談窓口等の運営等を通じて、町民等に対する速やかな情報提供・共有体制を継続するとともに、感染症対策を円滑に進めていく上で、関係者の理解や協力を得ることが重要であることから、一方向の情報提供だけでなく、町に寄せられた意見や SNS の投稿等を通じて、情報の受取手の反応や関心を把握し、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づくリスクコミュニケーションを行うよう努める。

ウ 偏見・差別等や偽・誤情報への対応

感染状況やそれに対応した対策が進展していく中で、新たな偏見・差別等の不適切な行為が生じる可能性がある。

このため、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等感染症対策の妨げにもなること等について、実際に生起している状況等を踏まえつつ、偏見・差別等に関する相談窓口を継続して周知し、②-2（2）ウに準じた取組を行う。

また、例えば、ワクチン接種や治療薬・治療法に関する科学的根拠が不確かな情報等、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえるとともに、科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、町民等が正しい情報を円滑に入手できるよう、適切に対処する。これらの取組を行うに当たり、町は県との連携を図る。

エ リスク評価に基づく県の方針の情報提供・共有

病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等が明らかになった状況に応じ、次のとおり対応する。

【封じ込めを念頭に対応する時期】

町民等の感染拡大防止措置に対する理解・協力を得るため、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等について限られた知見しか把握していない場合は、その旨を含め、施策判断の根拠を丁寧に説明する。また、町民等の不安が高まり、感染者等に対する偏見・差別等が助長される可能性があることから、改めて、偏見・差別等が許されないことや感染症対策の妨げにもなること、また、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与すること、町民等に不要不急の外出や移動等の自粛を求める際には、それらの行動制限が早期の感染拡大防止に必要なものであること、事業者においても速やかな感染拡大防止対策の取組が早期の感染拡大防止に必要であること等について、可能な限り科学的根拠等に基づいて分かりやすく説明を行う。

【病原体の性状等に応じて対応する時期】

（ア）病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を踏まえたリスク評価の大括りの分類に基づき、感染拡大防止措置等が見直されることが考えられる。その際、町民等が適切に対応できるよう、その時点で把握している科学的知見等に基づく感染拡大防止措置等について、従前からの変更点や変更理由等を含め、分かりやすく説明を行う。

（イ）病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を踏まえたリスク評価や、影響の大きい年齢層に応じて、特措法に基づく措置の強度や町民等への協力要請の方法が異なり得ることから、町民等に対し、当該対策を実施する理由等について、可能な限り科学的根拠等に基づいて分かりやすく説明を行う。その際、特に影響の大きい年齢層に対し、重点的に、可能な限り双方向のリスクコミュニケーションを行いつつ、リスク情報とその見方の共有等を通じ、当該対策について、理解・協力を得る。

第3章 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

② 情報提供・共有、リスクコミュニケーション ②-3 対応期

(ウ) 町内の感染状況や医療ひっ迫の状況を評価し、必要な対策を遅延なく講ずるために国や県が設定するレベル判断の指標やその際の対策を、あらかじめ町民等と共有することにより、予見性を高め、個人レベルでの先手の感染対策の徹底を促進する。

【特措法によらない基本的な感染症対策へ移行する時期】

平時への移行に伴い留意すべき点（医療提供体制や感染対策の見直し等）について、町民等に対し、丁寧に情報提供・共有を行う。また、個人の判断に委ねる感染症対策に移行することに不安を感じる町民等がいることが考えられるため、可能な限り双方向のリスクコミュニケーションを行いつつ、リスク情報とその見方の共有等を通じ、当該対策について、理解・協力を得る。また、順次、広報体制の縮小等を行う。

③ まん延防止

③-1 準備期

(1) 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大のスピードやピークを抑制することで、町民の生命及び健康を保護する。

このため、有事におけるまん延防止措置への協力を得るとともに、まん延防止対策による社会的影響を緩和するため、町民等や事業者の理解促進に取り組む。

(2) 所要の対応

ア 新型インフルエンザ等発生時の対策強化に向けた理解及び準備の促進等

- (ア) 町行動計画に基づき、新型インフルエンザ等対策として想定される対策の内容やその意義について周知広報を行い、新型インフルエンザ等への備えを充実させる機運の維持を図る。その際、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、町民の生命と健康を保護するためには、町民一人ひとりの感染対策への協力が重要であることや、実践的な訓練等を行うことの必要性について理解促進を図る。
- (イ) 換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図るとともに、発症が疑われる場合は、保健所等の相談センターに連絡し指示を仰ぐことや、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスク着用等の咳エチケットを行うこと等の有事の対応等について、平時から理解促進を図る。また、学校や高齢者施設等は、基本的な感染対策を実施する。
- (ウ) 県が行う、まん延防止等重点措置による営業時間変更の要請、新型インフルエンザ等緊急事態における緊急事態措置による休業要請や不要不急の外出の自粛要請、施設の使用制限の要請等の新型インフルエンザ等の発生時に実施され得る個人や事業者におけるまん延防止対策への理解促進を図る。

第3章 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

③ まん延防止 ③-2 初動期

③-2 初動期

(1) 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、まん延防止対策の適切かつ迅速な実施により感染拡大のスピードやピークを抑制し、医療提供体制等の整備を図るための時間を確保するとともに、ピーク時の受診患者数や入院患者数等を減少させ、確保された医療提供体制のキャパシティを超えないようにする。このため、町内でのまん延の防止やまん延時の迅速な対応がとれるよう準備等を行う。

(2) 所要の対応

ア 町内でのまん延防止対策の準備

町内におけるまん延に備え、町行動計画や業務継続計画に基づく対応の準備を行う。

③ まん延防止 ③-3 対応期

③-3 対応期

(1) 目的

新型インフルエンザ等の感染拡大のスピードやピークを抑制するため、まん延防止対策を講ずることで、医療のひっ迫を回避し、町民の生命や健康を保護する。その際、町民生活や地域経済活動への影響も十分考慮する。また、緊急事態措置を始めとする対策の効果と影響を総合的に勘案するとともに、県におけるまん延防止対策等も考慮し、柔軟かつ機動的に対策を切り替えていくことで、町民生活や地域経済活動への影響の軽減を図る。

(2) 所要の対応

ア 対策の実施に係る参考指標等

有事にまん延防止対策を機動的に実施し、又は柔軟に対策を切り替えていくため、国における参考指標や県が設定する県独自のレベル判断の指標を町民等と共有する。

イ まん延防止対策の内容

町は、国や県等が行う措置等に対し、町民の理解促進に努めるとともに、県等から要請があった場合は適宜協力する。

〔参考〕県行動計画⑥-3-(2)-イ 抜粋

【患者や濃厚接触者への対応】

県等は、国と連携し、地域の感染状況等に応じて、感染症法に基づき、患者への対応（入院勧告・措置等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請等）等の対応を行います。また、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等についての情報収集等で得られた知見等を踏まえ、積極的疫学調査等による感染源の推定と濃厚接触者の特定による感染拡大防止対策等の有効と考えられる措置がある場合には、そうした対応も組み合わせて実施します。

【患者や濃厚接触者以外の県民等に対する要請等】

(ア) 県は、地域の実情に応じて、集団感染の発生施設や不特定多数の者が集まる等の感染リスクが高まる場所等への外出自粛や、都道府県間の移動自粛要請を行います。また、まん延防止等重点措置として、重点区域において営業時間が変更されている業態に属する事業が行われている場所への外出自粛要請や、緊急事態措置として、新型インフルエンザ等緊急事態において生活の維持に必要な場合を除きみだりに居宅等から外出しないこと等の要請を行います。

(イ) 県は、県民等に対し、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策、時差出勤やテレワーク、オンライン会議の活用等の取組を勧奨し、必要に応じ、その徹底を要請します。

【事業者や学校等に対する要請】

- (ア) 県は、必要に応じて、まん延防止等重点措置として、措置を講ずる必要があると認める業態に属する事業を行う者に対する営業時間の変更の要請を行います。
- また、緊急事態措置として、学校等の多数の者が利用する施設を管理する者又は当該施設を使用して催物を開催する者（以下「施設管理者等」という。）に対する施設の使用制限（人数制限や無観客開催）や停止（休業）等の要請を行います。
- (イ) 県は、必要に応じて、まん延防止等重点措置又は緊急事態措置による要請の対象事業者や施設管理者等に対し、従業員に対する検査勧奨その他の新型インフルエンザ等のまん延を防止するために必要な措置を講ずることを要請します。
- (ウ) 県は、まん延防止等重点措置又は緊急事態措置による要請の対象事業者や施設管理者等が、正当な理由なく要請に応じない場合は、特に必要があるときに限り、当該者に対し、要請に係る措置を講ずべきことを命じます。
- (エ) 県は、まん延防止等重点措置又は緊急事態措置による要請又は命令を受けた事業者や施設について、その事業者名や施設名を公表することが利用者の合理的な行動の確保につながると判断される場合には、事業者名や施設名を公表します。
- (オ) 県は、事業者に対して、職場における感染対策の徹底を要請するとともに、従業員に基本的な感染対策等を勧奨し、又は徹底することを協力要請します。また、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理や受診を勧奨すること、出勤が必要な者以外のテレワーク、子どもの通う学校等が臨時休業等をした場合の保護者である従業員への配慮等の協力を要請します。
- (カ) 県は、国等からの要請に基づき、医療機関、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等に対し、感染対策を強化するよう要請します。
- (キ) 県は、集団感染の発生施設や不特定多数の者が集まる等の感染リスクが高まる場所等について、施設の管理者等に対して、基本的な感染対策の徹底や、人数制限等の安全性を確保するための計画策定等を要請します。
- (ク) 県は、事業者や各業界におけるガイドラインの活用等、自主的な感染対策を促す取組を進めます。
- (ケ) 県は、感染状況、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を踏まえ、必要に応じて、学校・保育施設等における感染対策の実施に資する情報提供・共有を行います。また、県は、学校保健安全法（昭和33（1958）年法律第56号）に基づく臨時休業（学級閉鎖、学年閉鎖又は休校）等を地域の感染状況等に鑑み適切に行うよう学校の設置者等に要請します。

【公共交通機関に対する要請】

国が公共交通機関に対し行う要請に基づき、県においても公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけ等、適切な感染対策を講ずるよう要請します。

第3章 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

③ まん延防止 ③-3 対応期

要請等の区分		弱  強	
患者・濃厚接触者以外の者	外出等	・県をまたいだ移動の自粛要請	・要請時間外に営業する場所への出入中止要請 ・外出自粛要請
	基本的な感染対策	・基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い・手指消毒、人混み回避等）要請 ・感染拡大場面の制限（人との距離確保、大声制限、在宅勤務と時差出勤奨励等）	
事業者・学校等	休業営業時間変更等		・営業時間変更要請等 ・施設使用制限休業要請等
	まん延防止のための措置	・従業員への受検勧奨 ・入場者の整理・誘導 ・有症状者の入場の禁止 ・手指消毒設備の設置 ・事業所・施設の消毒 ・入場者へマスク着用等周知 ・感染防止措置を講じない者の入場禁止	
	措置命令		・まん延防止等重点措置命令 ・緊急事態措置命令
	措置施設名公表		・措置命令の公表
	その他の事業者	・職場対策の要請 ・重症化・集団化しやすい施設への対策強化要請	・イベント時の感染拡大防止計画策定要請 ・出張の延期等勧告 ・業界ガイドライン遵守要請
	臨時休業		・学級閉鎖や休校等要請
公共交通機関	基本的な感染対策	・基本的な感染対策要請	

図表 まん延防止対策の強度に関するイメージ

③ まん延防止 ③-3 対応期

ウ 時期に応じたまん延防止対策の実施の考え方

町は、県の考え方を踏まえ、連携しながら、時期に応じた必要な対策を講ずる。

【封じ込めを念頭に対応する時期】

感染症指定医療機関等の医療資源には限界があること、新型インフルエンザ等の効果的な治療法が確立されていないこと、当該感染症に対する県民の免疫の獲得が不十分であること等を踏まえ、県が医療のひっ迫を回避し、県民の生命や健康を保護することを目的に実施する必要な検査、患者や濃厚接触者への対応、人と人との接触機会を減らす等の対応に協力する。

【病原体の性状等に応じて対応する時期】

国や JIHS とともに県が独自に行う、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、臨床像に関する情報等に基づく分析やリスク評価の結果に基づく対応に協力する。

病原性 (高) (低)	患者や濃厚接触者等への対応を徹底する。医療の提供に支障が生じる場合はまん延防止等重点措置、緊急事態措置を検討する。	封じ込めの時期と同様、まん延防止等重点措置、緊急事態措置を含め、強度の高い措置を講じる。
		強度の低い対策を実施しつつ、宿泊療養や自宅療養の体制を確保する。医療の提供に支障が生じる場合、更なる効果的・効率的な対策を実施する。
	(低) 感染性 (高)	

図表9 県による病原体の性状に応じた新型インフルエンザ等対策

〔参考〕県行動計画⑥-3-(2)-ウ 抜粋

(ア) 病原性及び感染性がいずれも高い場合

り患した場合の重症化等のリスクが非常に高く、また、感染性の高さから感染者数の増加に伴い医療のひっ迫につながることで、大多数の県民の生命及び健康に影響を与えるおそれがあることから、上記【封じ込めを念頭に対応する時期】と同様に、まん延防止等重点措置や緊急事態措置適用に係る国への要請も含め、強度の高いまん延防止対策を講じます。

(イ) 病原性が高く、感染性が低い場合

り患した場合の重症化等のリスクが非常に高いが、感染拡大のスピードは比較的緩やかである場合は、基本的には上記(2)イに挙げる患者や濃厚接触者への対応等を徹底することで感染拡大の防止を目指します。

それでも医療の提供に支障が生じるおそれがある等の場合には、まん延防止等重点措置や緊急事態措置適用に係る国への要請を検討します。

(ウ) 病原性が高くなく、感染性が高い場合

り患した場合のリスクは比較的低い、感染拡大のスピードは速い場合は、県は、基本的には、上記(2)イに挙げる対策の中では強度の低いまん延防止対策を実施しつつ、宿泊療養や自宅療養等の体制を確保するとともに、広島県感染症予防計画等に基づき、医療機関の役割分担を適切に見直すことで対応します。

上記の対策を行ってもなお、地域において医療のひっ迫のおそれが生じた場合等については、県が当該状況の発生について公表し、更なる感染拡大防止への協力を呼びかけるとともに、国や他の都道府県への支援要請を検討します。

それでも医療の提供に支障が生じるおそれがある等の場合には、まん延防止等重点措置や緊急事態措置適用に係る国への要請を検討します。

(エ) 子どもや若者、高齢者等が感染・重症化しやすい場合

子どもや高齢者、特定の既往症や現病歴を有する者が感染・重症化しやすい傾向がある等の特定のグループに対する感染リスクや重症化リスクが高い場合、県は、そのグループに対する重点的な感染症対策を検討します。

例えば、子どもが感染・重症化しやすい場合については、学校や保育所等における対策が子どもに与える影響にも留意しつつ、対策を実施するとともに、保護者や同居者からの感染リスクにも配慮した対策を講じます。また、子どもの生命と健康を保護するため、地域の感染状況等に応じて、上記(2)イ【事業者や学校等に対する要請】(ケ)に挙げる学級閉鎖や休校等の要請を行います。それでも地域の感染状況が改善せず、子どもの感染リスク及び重症化リスクが高い状態にある場合等においては、学校施設等の使用制限等を講ずることにより、学校等における感染拡大を防止することも検討します。

【ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期】

ワクチンや治療薬の開発や普及により、感染拡大に伴うリスクが低下したと認められる場合は、県と連携し、強度の低いまん延防止対策の実施に協力する。

なお、病原体の変異等により、病原性や感染性が高まる場合には、そのリスクに応じて、上記【病原体の性状等に応じて対応する時期】に挙げる考え方に基づき対策を講ずる。ただし、そのような場合においても、対策の長期化に伴う町民生活や地域経済活動への影響を更に勘案しつつ検討を行う。

【特措法によらない基本的な感染症対策への移行期】

国の方針に基づき、特措法によらない基本的な感染症対策への速やかな移行を進める。

エ まん延防止等重点措置又は緊急事態措置の実施

国において緊急事態宣言が発令された場合は、町行動計画に基づき、直ちに、町対策本部を設置する。また、県等が実施するまん延防止等重点措置又は緊急事態措置に協力する。

〔参考〕県行動計画⑥-3-(2)-エ 抜粋

○ 県は、まん延防止等重点措置又は緊急事態措置として、営業時間の変更その他の必要な措置を講ずる要請又は命令を行うに当たっては、あらかじめ、広島県感染症対策専門員会議において、専門的な知識を有する者等から意見や助言等を聴きます。また、市町は、緊急事態宣言がなされた場合は、市町行動計画に基づき、直ちに、市町対策本部を設置します。市町は、当該市町の区域に係る緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、特措法に基づき、当該市町が実施する当該市町の区域に係る緊急事態措置に関する総合調整を行います。

○ 県は、営業時間の変更その他の必要な措置を講ずる要請又は命令を行うに当たって、営業時間短縮区域については、協力支援金の給付が煩雑とならないよう、市町単位で設定します。

④ ワクチン

④-1 準備期

(1) 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、町民の生命及び健康を保護し、町民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国及び県の方針を踏まえ、円滑なワクチン接種が実施できるよう、平時から着実に準備を進める。

(2) 所要の対応

ア ワクチンの供給体制

県が整備するワクチンの流通に係る体制について、町は、県、医師会、医療機関等と緊密に連携し、ワクチン供給量が限定された状況に備え、ワクチン供給量に応じた医療機関ごとの分配量を想定しておく。

イ 接種体制の構築

(ア) 接種体制

新型インフルエンザ等の発生時に、速やかに接種体制が構築できるよう、医師会等の医療関係団体等と連携し、新型コロナ対応時のノウハウを継承しながら、接種体制の構築に必要な検討（シミュレーションの実施等）を平時から進める。

(イ) 特定接種

特定接種について、国が行う登録事業者の登録に協力する。また、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員については、当該地方公務員の所属する県又は市町を実施主体として、原則として集団的な接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう接種体制の構築を図る。

(ウ) 住民接種

予防接種法（昭和23（1948）年法律第68号）第6条第3項の規定による予防接種の実施に関し、平時から、次のとおり迅速な予防接種等を実現するための準備を行う。

- ・ 国又は県の協力を得ながら、町内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図る。
- ・ 円滑な接種の実施のため、国が構築するシステムを活用して全国の医療機関と委託契約を結ぶ等、町内外における接種を可能にするよう取組を進める。
- ・ 速やかに接種できるよう、医師会等の医療関係団体等や学校関係者等と協力し、新型コロナ対応時のノウハウを継承しながら、接種に関する周知・予約等の具体的な実施方法について準備を進める。

ウ 情報提供・共有

国が科学的根拠に基づき提供・共有する予防接種に係る情報について医療機関等に共有するとともに、医療機関等と連携しながら、当該情報を活用し、町民等に対し、予防接種の意義や制度の仕組み等、予防接種やワクチンへの理解を深める啓発を行う。また、新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や有効性及び安全性、供給体制・接種

第3章 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

④ ワクチン ④－1 準備期

体制、接種対象者、接種順位の在り方等の基本的な情報について、ホームページや SNS 等を通じて情報提供・共有を行い、町民等の理解促進を図る。

エ DXの推進

スマートフォン等への接種勧奨の通知やスマートフォン等からの予診情報の入力、医療機関による接種記録の入力・費用請求等、マイナンバーを活用した国の予防接種事務のデジタル化や標準化の取組に協調する。

④ ワクチン ④-2 初動期

④-2 初動期

(1) 目的

国及び県の方針に基づき、接種体制等の必要な準備を進め、速やかな予防接種へとつなげる。

(2) 所要の対応

ア 接種体制の構築

町は、医師会等の医療関係団体等と連携し、接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等、接種体制の構築を行う。

イ 特定接種

接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、接種体制を構築する国、県、及び町は医師会等の協力を得て、その確保を図る。また町は、国や県とともに接種体制を構築する登録事業者に対して、医療従事者の確保に向けて医師会等の調整が得られるよう、必要な支援を行う。

ウ 住民接種

(ア) 町は、目標となる接種ペースに応じた接種を速やかに開始できるよう、住民基本台帳に基づく人口や年齢等の情報、接種記録等を管理するシステム基盤等を通じて接種予定数の把握を行い、接種の勧奨方法や予約の受付方法について検討する。

(イ) 接種の準備に当たっては、予防接種業務担当課の平時の体制で想定している業務量を大幅に上回ることが見込まれるため、組織・人事管理などを行う部署も関与したうえで、全庁的な実施体制の確保を行う。

(ウ) 接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、町は医師会等の協力を得て、その確保を図る。

(エ) 町は、接種が円滑に行われるよう、地域の実情に応じて、医師会、医療機関等と接種実施医療機関の確保について協議を行う。必要に応じ、公的な施設等の医療機関等以外の会場等を活用し、医療機関等の医師・看護師等が当該施設等において接種を行うことについても協議する。

(オ) 町は、高齢者施設等に入所中の人など、接種会場での接種が困難な人が接種を受けられるよう、県又は町の介護保険部局等、医師会等の関係団体と連携し、接種体制を構築する。

(カ) 医療機関等以外の臨時の接種会場を町内に設ける場合は、当該接種会場の運営方法を検討することとし、医療従事者以外の運営要員の確保に努める。

(キ) 接種会場で被接種者にアナフィラキシーショックやけいれん等の重篤な副反応が発生した場合、発症者の速やかな治療や搬送に資するよう、あらかじめ会場内の従事者について役割を確認するとともに、県、医師会等、消防機関の協力を得ながら、地域の医療機関との調整を行い、搬送先となる接種会場近傍の二次医療機関等を選定して、地域の医療関係者や消防機関と共有することにより、適切な連携体制を確保する。

④-3 対応期

(1) 目的

国により確保されたワクチンを円滑に流通させ、構築した接種体制に基づき、迅速に接種できるようにするとともに、実際の供給量や医療従事者等の体制等を踏まえ、関係者間で随時の見直しを行い、柔軟な運用が可能な体制を維持する。

(2) 所要の対応

ア ワクチンや接種に必要な資材の供給

国や県、医師会等の関係機関と連携し、ワクチン等を円滑に流通できるよう、準備期に整理した体制を構築する。

イ 接種体制

準備期及び初動期に整理・構築した接種体制に基づき接種を行う。

新型インフルエンザ等の流行株が変異し、国の方針に基づき追加接種を行う場合、混乱なく円滑に接種が進められるよう、国や県、医療機関等と連携して、接種体制の継続的な整備に努める。

(ア) 特定接種

国や県と連携し、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員の対象者に集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。

(イ) 住民接種

a 予防接種の準備

国や県等と連携し、発生した新型インフルエンザ等の特徴を踏まえ、予防接種の準備を行う。

b 予防接種体制の構築

接種を希望する町民が速やかに接種を受けられるよう、準備期及び初動期に整理・構築した接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築を進める。

c 接種に関する情報提供・共有

予約受付体制を構築し、接種を開始するとともに、町民に対し、接種に関する情報提供・共有を行う。

d 接種体制の拡充

感染状況を踏まえ、必要に応じて医療機関以外の接種会場の増設等を検討する。また、高齢者施設等の入所者等の接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、介護保険部局等や医師会等の医療関係団体等と連携し、巡回接種の実施等により接種体制を確保する。

e 接種記録の管理

接種歴を確認し、接種誤りを防止できるよう、また、接種を受けた者が当該接種に係る記録を閲覧できるよう、準備期に国が整備したシステムを活用し、接種記録の適切な管理を行う。

ウ ワクチンの安全性に係る情報の収集及び提供

(ア) ワクチンの安全性について、国において収集・整理される、医療機関等から報告される予防接種後の副反応疑い報告で得られる情報や最新の科学的知見、海外の動向等の情報に基づき、適切な安全対策や町民等への適切な情報提供・共有を行う。また、県が設置する副反応に関する専門相談窓口や、副反応等を疑う症状に対する診療体制確保に関する情報等について、周知を行う。

(イ) 健康被害に対する速やかな救済の周知

予防接種の実施により健康被害が生じた者が速やかに救済を受けられるよう、制度の周知を徹底する。

エ 情報提供・共有

(ア) 国が科学的根拠に基づき提供・共有する予防接種に係る情報について医療機関等に共有するとともに、医療機関等と連携しながら、当該情報を活用し、町民等に対し、予防接種の意義や制度の仕組み等予防接種やワクチンへの理解を深めるための啓発を行う。また、接種スケジュール、使用ワクチンの種類、有効性及び安全性、接種時に起こりうる副反応の内容やその頻度、副反応への対処方法、接種対象者や接種頻度、副反応疑い報告及び健康被害救済制度等の予防接種に係る情報について積極的にリスクコミュニケーションを行う。

(イ) 予防接種における情報提供においても広報担当課と連携し、受け手に応じた言葉と媒体による発信等、最適な発信方法を活用する。

(ウ) 町が実施する予防接種に係る情報（接種日程、会場、副反応疑い報告や健康被害救済申請の方法等）に加え、国や県が情報提供・共有する予防接種に係る情報について町民等への周知・共有を行う。

⑤ 保健

⑤－1 準備期

(1) 目的

感染症有事には、保健所は地域における情報収集・分析を実施し、それぞれの地域の実情に応じた感染症対策の実施を担う点で、感染症危機時の中核となる存在である。そのため、平時から県や保健所との連携を密にするとともに、県が収集・分析した感染症に係る情報を関係者や町民と積極的に共有し、感染症の発生状況と対策に関する共通理解を形成することにより、有事の際の迅速な情報提供・共有と連携の基盤作りを行う。

(2) 所要の対応

ア 人材の確保

感染症対応が可能な専門職を含む人材の送出し及び受入れについて、県や保健所等と連携し体制を構築する。

イ 体制の整備

感染症発生時における健康観察の実施等、必要な協力について、保健所及び近隣市町と検討を行う。

ウ 研修・訓練等を通じた人材育成

新型インフルエンザ等の発生に備え、県や保健所等が実施する研修等を積極的に活用しつつ、必要に応じて新型インフルエンザ等の発生及びまん延を想定した訓練を実施することで、感染症危機への対応能力の向上を図る。

エ 多様な主体との連携体制の構築

新型インフルエンザ等の発生に備え、平時から県や保健所のみならず、消防機関等の関係機関、専門職能団体等と連携を図る。

また、県が実施する高齢者施設等職員対象の感染症対応力向上に向けた研修や、県が進める高齢者施設等とその協力医療機関との連携促進の取組に協力する。

オ 地域における情報提供・共有、リスクコミュニケーション

国や県から提供される情報等を活用しながら、地域の実情に応じた方法で町民に対して「情報提供・共有、リスクコミュニケーション」準備期に挙げる情報提供、偏見・差別等の解消に向けた啓発等を実施する。

⑤ 保健 ⑤-2 初動期

⑤-2 初動期

(1) 目的

初動期は、町民等が不安を感じ始める時期であり、初動期から迅速に対応期に向けた準備を進めることが重要である。有事体制への移行準備を進め、新型インフルエンザ等に係る発生等の公表後に迅速な対応ができるようにする。

(2) 所要の対応

ア 有事体制への移行準備

県からの応援派遣要請に備え、人員の確保に向けた準備を進める。

イ 町民への情報提供・共有の開始

発生国・地域からの帰国者等や有症状者等に対して、必要に応じて適時に感染症指定医療機関への受診につながるよう、県の設置する相談センターとあわせ、周知する。

また、広報担当部署と連携して、町民に対する速やかな情報提供・共有体制を構築し、リスク情報とその見方や対策の意義を共有する。

ウ 新型インフルエンザ等に係る発生等の公表前に町内で感染が確認された場合の対応

新型インフルエンザ等に係る発生等の公表前に町内で疑似症患者が発生したことを把握した場合は、保健所等において当該者に対し積極的疫学調査及び検体採取が実施されるとともに、感染症のまん延を防止するため、必要に応じて感染症指定医療機関への入院を求めることから、町は保健所等と必要な連携を図る。

疑似症患者の感染が確認された場合の町民等への情報提供・共有、リスクコミュニケーションにおいて、国及び県と連携して対応するとともに、町民等からのニーズ、リスクの認知とまん延防止への寄与、個人が特定されることのリスク等を総合的に勘案して、個人情報やプライバシー保護に留意しつつ対応する。

⑤ 保健 ⑤-3 対応期

⑤-3 対応期

(1) 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、県、保健所、町等の役割分担・連携体制に基づき、求められる業務に必要な体制を確保してそれぞれの役割を果たすとともに、地域の関係機関が連携して感染症危機に対応することで、町民の生命及び健康を保護する。

その際、感染症の特徴や病原性の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、感染状況等を踏まえ、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能となるようにする。

(2) 所要の対応

ア 有事体制への移行

(ア) 県からの応援職員の派遣要請に協力する。

(イ) 新型インフルエンザ等の発生状況等に対する町民の理解の増進を図るために必要な情報や県の方針に関する考え方を共有する。

イ 主な対応業務の実施

県、医療機関、消防機関等の関係機関と連携して、感染症対応業務を実施する。

(ア) 相談対応

県が設置する有症状者等からの相談に対応する相談センターの周知を図ることで、感染したおそれのある者について、当該者の症状の程度や基礎疾患等の重症化リスク等を踏まえて、必要に応じて速やかに外来医療機関（発熱外来等）の受診につなげる。

(イ) 健康観察及び生活支援

町は、県が実施する健康観察に協力する。また、必要に応じ、県と協力して、当該患者やその濃厚接触者に関する情報等を共有し、食事の提供等の当該患者やその濃厚接触者が日常生活を営むために必要なサービスの提供又はパルスオキシメーター等の物品の支給に努める。

(ウ) 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

感染が拡大する時期にあつては、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等の新型インフルエンザ等の対策等について、町民等の理解を深めるため、町民に対し、分かりやすく情報提供・共有を行う。また、高齢者、子ども、日本語に不慣れな外国人、視覚や聴覚等に障害のある方等の情報共有に当たって配慮が必要な者のニーズに応えられるよう、県と連携の上、適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法で感染症対策や各種支援策の周知広報等を行う。

⑥ 物資

⑥－1 準備期

(1) 目的

感染症対策物資等（個人防護具（マスク、ガウン、フェイスシールド、非滅菌手袋等））は、有事に業務等を円滑に実施するために欠かせないものである。そのため、感染症対策物資等の備蓄の推進等、必要な準備を適切に行うことにより、有事に必要な感染症対策物資等を確保できるようにする。

(2) 所要の対応

ア 感染症対策物資等の備蓄等

- (ア) 町行動計画に基づき、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄等するとともに、定期的に備蓄状況等を確認する。なお、これら備蓄については、災害対策基本法（昭和36（1961）年法律第223号）第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。
- (イ) 町は、最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等の搬送従事者のための個人防護具の備蓄を進めるよう消防機関に適宜要請するとともに、必要な支援を検討する。

第3章 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

⑥ 物資 ⑥-2 初動期

⑥-2 初動期

(1) 目的

感染症対策物資等の不足により、有事の業務等の実施が滞り、町民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことをめざす。

(2) 所要の対応

ア 感染症対策物資等の備蓄状況等の確認

新型インフルエンザ等の特徴も踏まえた必要な感染症対策物資等の備蓄・配置状況を確認するとともに、必要量の確保に努める。

第3章 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

⑥ 物資 ⑥-3 対応期

⑥-3 対応期

(1) 目的

感染症対策物資等の不足により、有事の業務等の実施が滞り、町民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要である。そのため、初動期に引き続き県等と連携し、有事に必要な感染症対策物資等を確保する。

(2) 所要の対応

新型インフルエンザ等緊急事態において、必要な物資及び資材が不足するときは、県等と連携し、近隣の地方公共団体等と備蓄する物資及び資材を互いに融通する等、物資及び資材の供給に関し相互に協力するよう努める。

⑦ 町民生活・地域経済

⑦-1 準備期

(1) 目的

新型インフルエンザ等の発生時には、町民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により、町民生活及び地域経済活動に大きな影響が及ぶ可能性がある。そのため町は、自ら必要な準備を行いながら、事業者や町民等に対し、適切な情報提供・共有を行い、必要な準備を行うことを勧奨する。これらの必要な準備を行うことで、新型インフルエンザ等の発生時に町民生活及び地域経済活動の安定を確保するための体制及び環境を整備する。

(2) 所要の対応

ア 情報共有体制の整備

新型インフルエンザ等の発生時に、町民生活及び地域経済活動への影響に関する情報収集を行うため、県や保健所等との間で、連絡の窓口となる部署及び担当者を定め、情報共有体制を整備する。また、新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、庁内及び関係機関との連携のため、必要となる情報共有体制を整備する。

イ 支援の実施に係る仕組みの整備

新型インフルエンザ等の発生時の支援の実施に係る行政手続や支援金等の給付・交付等について、DXを推進し、適切な仕組みの整備を行う。その際は、高齢者やデジタル機器に不慣れな方々、外国人等も含め、全ての支援対象に対して迅速に情報が届くようにすることに留意する。

ウ 物資及び資材の備蓄

(ア) 町行動計画に基づき、備蓄している感染症対策物資等のほか、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、必要な食料品や生活必需品等を備蓄する。なお、上記の備蓄については、災害対策基本法第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。

(イ) 事業者や町民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨する。

エ 生活支援を要する者への支援等の準備

新型インフルエンザ等の発生時における、高齢者、障害者等の要配慮者等への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送等について、県と連携し要配慮者の把握とともにその具体的手続を検討する。また、死亡時の対応についても検討する。

オ 火葬体制の整備

県と連携し、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設、遺体の搬送及び火葬に関する物資の確保等についての把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備するとともに、県の火葬体制を踏まえ、町内における火葬が適切に実施できるよう、戸籍事務担当部局等の関係機関との調整を行う。

⑦-2 初動期

(1) 目的

新型インフルエンザ等の発生に備え、必要な対策の準備等を行い、事業者や町民等に、事業継続のための感染対策等の必要となる可能性のある対策の準備等を呼びかける。また、新型インフルエンザ等が発生した場合には、速やかに所要の対応を行い、町民生活及び地域経済活動の安定を確保する。

(2) 所要の対応

ア 県の取組への協力

町は、県が実施する次の要請等について、必要に応じ協力する。

〔参考〕県行動計画⑬-2-(2) 抜粋

ア 事業継続に向けた準備等の要請		
目的	区分	対策例
従業員の感染リスクの低減	業務の絞込み	・重要業務への重点化
	全般	・テレワークの実施 ※テレワーク実施のための就業規則等の見直し、通信機器等の整備を行う。
	通勤（都市部での満員電車・バス）	・ラッシュ時の公共交通機関の利用を防ぐための時差出勤、自家用車・自転車・徒歩等による出勤の推進
	外出先等	・出張や会議の中止 ※対面による会議を避け、オンライン会議等の活用を検討する。
	その他施設	・社員寮、宿直施設での接触距離を保つ（寮の二人部屋を見直す、食堂や風呂の利用を時間制にする等）。
職場内での感染防止	患者（発熱者）の入場防止のための検温	・発熱している従業員や訪問者は、出勤や入場を拒否する。
	一般的な対人距離を保つ	・職場や訪問者の訪問スペースの入口や立ち入れる場所、訪問人数を制限する。 ・食堂等の時差利用により接触距離を保つ。 ・職場内に同時にいる従業員を減らす（フレックスタイム制等）。
	飛沫感染、接触感染を物理的に防ぐ	・マスク着用、咳エチケット、手洗い・手指消毒、職場の清掃・消毒
	手洗い・手指消毒	・職場や訪問スペースに出入りする人は必ず手洗いを行う。そのために、訪問スペースに入る前に手洗い場所（手指消毒場所）を設置する。手洗い場所の設置が難しい場合、速乾性消毒用アルコール製剤を設置することも有効
	訪問者の氏名、連絡先の把握	・訪問者の氏名、所属、連絡先等を記入してもらう。（この情報は、後に感染者の積極的疫学調査や感染対策を講じるために重要） ・海外からの訪問者については、本国での住所、直前の滞在国、旅券番号等も記入してもらう。
欠勤者が出た場合に備えた、代替要員の確保		・事業者の意思決定を行う等代替要員が限られている者の交替勤務や別の場所での勤務（スプリットチーム制） ・家族の状況（年少の子どもや要介護の家族の有無等）による欠勤可能性増大の検討

図表 職場における業務を継続する際の感染対策

- (ア) 県は、新型インフルエンザ等の発生に備え、感染の可能性のある者との接触機会を減らす観点から、必要に応じて事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに、感染が疑われる症状が見られる従業員等への休暇取得の勧奨、オンライン会議等の活用、テレワークや時差出勤の推進等の感染拡大防止に必要な対策等の準備をするよう要請します。(健康福祉局、業所管局)
- (イ) 指定地方公共機関は、その業務計画に基づき、県と連携し、事業継続に向けた準備を行います。(健康福祉局、業所管局)
- (ウ) 県は、必要に応じ、新型インフルエンザ等の発生に備え、事業者に対し、自らの業態を踏まえ、感染拡大防止に必要な対策等の準備をするよう要請します。(健康福祉局、業所管局)

イ 生活関連物資等の安定供給に関する県民等及び事業者への呼びかけ

県は、県民等に対し、生活関連物資等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、必要に応じて、事業者に対しても、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また買占め及び売惜しみを生じさせないよう要請します。(環境県民局、健康福祉局、関係局)

イ 遺体の火葬・安置

町は、県を通じて、国からの要請を受けて、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設、遺体の搬送及び火葬に関する物資等の確保ができるよう準備を行う。

⑦-3 対応期

(1) 目的

準備期での対応をもとに、町民生活及び地域経済活動の安定を確保するための取組を行う。また、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じた影響を緩和するため、必要な支援及び対策を行う。

(2) 所要の対応

ア 町民生活の安定の確保を対象とした対応

(ア) 心身への影響に関する施策

新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策（自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、子どもの発達・発育に関する影響への対応等）を講ずる。

(イ) 生活支援を要する者への支援

高齢者、障害者等の要配慮者等に、必要に応じ生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送時の対応等を行う。また、死亡時の対応等を行う。

(ウ) 教育及び学びの継続に関する支援

新型インフルエンザ等対策として、学校の使用の制限や、その他長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、必要に応じ、教育及び学びの継続に関する取組等の必要な支援を行う。

(エ) 生活関連物資等の価格の安定等

町民生活及び地域経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないように国が実施する調査・監視を踏まえ、必要に応じ、関係業界団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。

生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、町行動計画に基づき、適切な措置を講ずる。

新型インフルエンザ等緊急事態において、町民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は地域経済上重要な物資若しくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和48（1973）年法律第48号）、国民生活安定緊急措置法（昭和48（1973）年法律第121号）、その他の法令の規定に基づく措置その他適切な措置を講ずる。

生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、町民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、町民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

(オ) 埋葬・火葬の特例等

初動期の対応を継続して行い、必要に応じて、可能な限り火葬炉を稼働させ、死亡者

⑦ 町民生活・地域経済 ⑦-3 対応期

が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。

あわせて、遺体の保存作業のために必要となる人員等の確保に努める。

万が一、臨時遺体安置所において収容能力を超える事態となった場合には、臨時遺体安置所の拡充について早急に措置を講ずるとともに、県から火葬場の火葬能力について最新の情報を得て、円滑に火葬が行われるよう努める。

イ 地域経済活動の安定の確保を対象とした対応

(ア) 事業継続に関する事業者への要請等

県の事業継続に関する事業者への要請等について、必要に応じて協力する。

〔参考〕県行動計画⑬-3-(2)-イ 抜粋

県は、事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに、事業所や職場における感染防止対策の実施を要請します。また、産業医等による従業員のメンタルヘルス支援等に取り組むよう啓発を行います。

県は、国が示す情報等をもとに、事業継続に資する情報（事業所における感染防止対策や感染した可能性がある従業員に対する必要な対応にかかる情報等）を適時更新しながら事業者を提供します。また、県は、業界団体と連携し、必要に応じ、事業者向けの感染防止のための手引きの作成を支援します。

(イ) 事業者に対する支援

国及び県の方針を踏まえ、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延防止に関する措置による事業者の経営及び町民生活への影響を緩和し、町民生活及び地域経済の安定を図るため、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を、公平性にも留意し、効果的に講ずる。

(ウ) 町民生活及び地域経済の安定に関する措置

新型インフルエンザ等緊急事態において、町行動計画等に基づき、水を安定的かつ適切に供給するため、水道用水供給事業者である広島県水道広域連合企業団と連携し、必要な措置を講ずる。

用語集

用語	内容
医療措置協定	感染症法第 36 条の 3 第 1 項に規定する都道府県と当該都道府県知事が管轄する区域内にある医療機関との間で締結される協定
疫学	健康に関連する状態や事象の集団中の分布や決定要因を研究し、かつ、その研究成果を健康問題の予防やコントロールのために適用する学問
患者	新型インフルエンザ等感染症の患者（新型インフルエンザ等感染症の疑似症患者であって当該感染症にかかっていると疑うに足る正当な理由のあるもの及び無症状病原体保有者を含む。）、指定感染症の患者又は新感染症の所見がある者
感染症危機	国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、新型インフルエンザ等が全国的かつ急速にまん延し、国民の生命及び健康並びに国民生活及び国民経済に重大な影響が及ぶ事態
感染症指定医療機関	町行動計画においては、感染症法第 6 条第 12 項に規定する感染症指定医療機関のうち、「特定感染症指定医療機関」、「第一種感染症指定医療機関」及び「第二種感染症指定医療機関」に限るものを指す。
感染症対策物資等	感染症法第 53 条の 16 第 1 項に規定する医薬品（「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」第 2 条第 1 項に規定する医薬品）、医療機器（同条第 4 項に規定する医療機器）、个人防护具（着用することによって病原体等にばく露することを防止するための個人用の道具）、その他の物資並びにこれらの物資の生産に必要不可欠であると認められる物資及び資材
感染症法	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）
帰国者等	帰国者及び入国者
季節性インフルエンザ	インフルエンザウイルスのうち抗原性が小さく変化しながら毎年国内で冬季を中心に流行を引き起こす A 型又は A 型のような毎年の抗原変異が起こらない B 型により引き起こされる呼吸器症状を主とした感染症
基本的対処方針	特措法第 18 条の規定に基づき、新型インフルエンザ等への基本的な対処の方針を定めたもの
業務計画	特措法第 9 条第 1 項の規定により、指定公共機関又は指定地方公共機関が、それぞれ政府行動計画又は都道府県行動計画に基づき、その業務に関し、作成する計画
業務継続計画（BCP）	不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、又は中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画
緊急事態宣言	特措法第 32 条第 1 項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言のこと。新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがある

	る事態が発生したと認めるときに、同項の規定に基づき、当該事態が発生した旨及び緊急事態措置を実施すべき期間、区域及びその内容を公示すること
緊急事態措置	特措法第2条第4号に規定する新型インフルエンザ等緊急事態措置のこと。国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が特措法の規定により実施する措置。例えば、生活の維持に必要な場合を除きみだりに居宅等から外出しないことを要請することや、多数の者が利用する施設の使用の制限又は停止等を要請すること等が含まれる。
健康観察	感染症法第44条の3第1項又は第2項の規定に基づき、都道府県知事又は保健所設置市等の長が、当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者又は当該感染症の患者に対し、健康状態について報告を求めること
検査等措置協定	感染症法第36条の6第1項に規定する新型インフルエンザ等に係る検査を提供する体制の確保や宿泊施設の確保等を迅速かつ適確に講ずるため、病原体等の検査を行っている機関や宿泊施設等と締結する協定
国立健康危機管理研究機構 (JIHS)	国立健康危機管理研究機構法に基づき、統括庁や厚生労働省に質の高い科学的知見を提供する新たな専門家組織として、2025年4月に設立される国立健康危機管理研究機構。国立感染症研究所と国立研究開発法人国立国際医療研究センターを統合し、感染症等の情報分析・研究・危機対応、人材育成、国際協力、医療提供等を一体的・包括的に行う。
個人防護具 (PPE)	マスク、ゴーグル、ガウン、手袋等のように、各種の病原体、化学物質、放射性物質、その他の危険有害要因との接触による障害から個人を守るために作成・考案された防護具
サージキャパシティ	感染症危機等の発生に対応するために、医療、人員、物資等の資源を引き出すことまたはその程度
酸素飽和度	血液中の赤血球に含まれるヘモグロビンのうち酸素が結合している割合
指定（地方）公共機関	特措法第2条第7号に規定する指定公共機関及び同条第8号に規定する指定地方公共機関。電気、ガス、鉄道等の社会インフラや医療、金融、通信等に関連する事業者が指定されている。
重点区域	特措法第31条の6第1項の規定に基づき、国がまん延防止等重点措置を実施すべき区域として公示した区域
住民接種	特措法第27条の2の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要があると認めるときに、対象者及び期間を定め、予防接種法第6条第3項の規定に基づき実施する予防接種のこと

新型インフルエンザ等	感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症（感染症法第14条の報告に係るものに限る。）及び感染症法第6条第9項に規定する新感染症（全国かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る。）をいう。 町行動計画においては、新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症について、その発生の情報を探知した段階より、本用語を用いる。
新型インフルエンザ等対策閣僚会議	新型インフルエンザ等の発生に備え、関係省庁の緊密な連携を確保し、政府一体となって対応するため、全閣僚が出席する会議 「新型インフルエンザ等対策閣僚会議の開催について（平成23年9月20日閣議口頭了解）」に基づき開催
新型インフルエンザ等緊急事態	特措法第32条に規定する新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものとして政令で定める要件に該当する事態
新型コロナ	新型コロナウイルス感染症（COVID-19）。病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関（WHO）に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるもの
新型コロナウイルス感染症	感染症法第6条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症及び同項第4号に規定する再興型コロナウイルス感染症をいう。
新興感染症	かつて知られていなかった、新しく認識された感染症で、局地的あるいは国際的に、公衆衛生上問題となる感染症
生活関連物資等	食料品や生活必需品、その他の町民生活との関連性が高い又は地域経済上重要な物資
積極的疫学調査	感染症法第15条の規定に基づき、患者、疑似症患者、無症状病原体保有者等に対し、感染症の発生の状況、動向及び原因を明らかにするために行う調査
相談センター	新型インフルエンザ等の発生国・地域からの帰国者等又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等がある方からの相談に応じるための電話窓口
双方向のコミュニケーション	地方公共団体、医療機関、事業者等を含む国民等が適切に判断・行動することができるよう、国による一方向の情報提供だけでなく、多様な手段を活用して情報の受取手の反応や関心を把握・共有して行うコミュニケーション
対策本部	特措法に基づき設置される新型インフルエンザ等対策本部をさす。 ※政府が特措法第15条第1項に基づき設置する本部は、政府対策本部という。 県が特措法第22条第1項に基づき設置する本部は、県対策本部という。 市町村が、特措法第34条第1項に基づき、緊急事態宣言がなされたときに設置する本部は、市町村対策本部という。

統括庁	内閣感染症危機管理統括庁。感染症危機に係る有事においては、政府対策本部の下で各省庁等の対応を強力に統括しつつ、JHS から提供される科学的知見を活用しながら、感染症危機の対応に係る政府全体の方針を策定し、各省庁の総合調整を実施する。
登録事業者	特措法第 28 条に規定する医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの
特措法	町行動計画においては、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）
特定新型インフルエンザ等対策	特措法第 2 条第 2 号の 2 に規定する特定新型インフルエンザ等対策のこと。地方公共団体が特措法及び感染症法の規定により実施する措置であって、新型インフルエンザ等のまん延を防止するため特に必要があるものとして新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第 1 条に規定するもの
特定接種	特措法第 28 条の規定に基づき、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため、国が緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種のこと 特定接種の対象となり得る者は、 ①医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の登録を受けているもの（登録事業者）のうちこれらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。） ②新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員 ③新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員である。
偽・誤情報	いわゆるフェイクニュースや真偽不明の誤った情報等
濃厚接触者	感染した人と近距離で接触したり、長時間接触したりして新型インフルエンザ等にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者
パルスオキシメーター	皮膚を通した光の吸収値で酸素飽和度を測定する医療機器
広島県感染症対策連携協議会	感染症法第 10 条の 2 に規定する主に都道府県と保健所設置市・特別区の連携強化を目的に、管内の保健所設置市や特別区、感染症指定医療機関、消防機関その他関係機関を構成員として、県が設置する組織
広島県感染症予防計画	感染症法第 10 条に規定する都道府県及び保健所設置市等が定める感染症の予防のための施策の実施に関する計画
フレイル	加齢とともに心身の活力（筋力や認知機能等）が低下し、生活機能障害、要介護状態、死亡等の危険性が高くなった状態のこと。適切な介入・支援により、生活機能の維持・向上が可能とされている。

まん延防止等重点措置	特措法第2条第3号に規定する新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置のこと。第31条の8第1項の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国内で発生し、特定の区域において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある当該区域における新型インフルエンザ等のまん延を防止するため、まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要があるものとして政令で定める要件に該当する事態が発生したと認めるとき、国が公示した期間において、当該区域を管轄する都道府県が講ずる措置。例えば、措置を講ずる必要があると認める業態に属する事業を行う者に対し、営業時間の変更等を要請すること等が含まれる。
無症状病原体保有者	感染症法第6条第11項に規定する感染症の病原体を保有している者であって当該感染症の症状を呈していないものをいう。
薬剤感受性	感染症の治療に有効な抗微生物薬に対する感受性（有効性又は抵抗性）をいう。
有事	新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性のある感染症の発生の情報を探知した段階から特措法第21条に規定する政府対策本部の廃止までをいう。
予防投与	新型インフルエンザウイルスの曝露を受けた者は、無症状又は軽微な症状であっても他人に感染させるおそれがあることから、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を実施する。
リスクコミュニケーション	個人、機関、集団間での情報や意見のやりとりを通じて、リスク情報とその見方の共有を目指す活動であり、適切なリスク対応（必要な情報に基づく意思決定・行動変容・信頼構築等）のため、多様な関係者の相互作用等を重視した概念
臨床像	潜伏期間、感染経路、感染性のある期間、症状、合併症等の総称
ICT	Information and Communication Technology の略 情報(information)や通信(communication)に関する技術の総称。利用者の接点となる機器・端末、電気通信事業者や放送事業者等が提供するネットワーク、クラウド・データセンター、動画・音楽配信等のコンテンツ・サービス、さらにセキュリティやAI等が含まれる。
PDCA	Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）という一連のプロセスを繰り返し行うことで、業務の改善や効率化を図る手法の一つ